

令和4年

# 文教委員会会議録

とき 令和4年12月23日

品川区議会

令和4年 品川区議会文教委員会

日 時 令和4年12月23日（金） 午前10時00分～午後2時19分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 新妻 さえ子 君 副委員長 松澤 和昌 君  
委員 渡部 茂 君 委員 江野下 正人 君  
委員 若林 ひろき 君 委員 安藤 たい作 君  
委員 くにば 雄大 君 委員 田中 さやか 君

出席説明員 中島 教 育 長 米田 教 育 次 長  
宮尾 庶 務 課 長 勝亦 学 務 課 長  
中谷 指 導 課 長 矢部教育総合支援センター長  
柏原 子ども 未来 部長 廣 田 参 事  
(子ども育成課長事務取扱)  
染谷子ども家庭支援センター長 立木 保 育 課 長  
中元 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○新妻委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の委員会で、所管質問の項目が新たに追加となりましたことから、皆様の机上に審査・調査予定表を配付しております。

それでは、改めまして、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、本日は、午後1時から中途議決のための本会議が開催される予定でございますので、11時45分までを目途に、一旦休憩を入れさせていただき予定です。各委員におかれましては、そのことをご考慮いただき、簡潔な質疑にご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本日の委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、適宜入替えを行いながら、部ごとにそれぞれの議題を執り行う進行とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

各委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間が長時間とならないよう、重複を避ける、事柄を絞り簡潔に行う、前置きを省くなど、簡潔かつ効率的な質疑にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましても、委員会運営の効率化へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

1 報告事項

令和5年度 入学希望申請の状況について

○新妻委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、令和5年度 入学希望申請の状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦学務課長

それでは、私から、令和5年度の入学希望申請の状況について、ご説明をさせていただきます。資料をご覧くださいませ。

来年4月、令和5年度の入学希望申請につきまして、例年どおり10月1日から10月31日までの間、学校選択の希望を受け付けいたしました。

まず、1ページ目の小学校でございます。

新1年生の状況でございますけれども、大きくくくっております、左から令和5年度、真ん中が令和4年度、一番右が令和3年度という形で状況を記載してございます。

表の見方でございますけれども、学校名の隣に書かれております(a)が、学校の通学区域内に住民基本台帳が載っている方の数字となります。

その右が、学校選択の希望申請数となりまして、(b)「増」は、ほかの学校から入学を希望されている方、その隣の(c)「減」は、ほかの学校へ入学を希望されている方になります。

隣の令和5年度入学予定者数というのは、こちらの区域人口に対する増と減を差引きしたものになります。

その隣の「受入枠」というのは、来年度、学校で受入れを予定しているお子様の数で、こちらにつき

ましては、7月にこちらでご報告いたしまして、入学案内のパンフレットにも掲載させていただいております。

小学校義務教育学校のそれぞれの数値につきまして、表にしておりますけれども、一番下の合計欄をご覧くださいませ。

住民基本台帳上の(a)の合計3,291人の方が、10月1日現在ございまして、このうち、その隣の自分の区域外の学校を希望された方が561名いらっしゃったという形になります。

申請の割合でございますけれども、一番下の欄外でございます。17%、入学予定者の6人に1人程度が希望申請を出されたという計算になります。

前年度は20%でしたので、今年は3ポイントほど減っております。

抽せん校でございますけれども、網かけをしているところ、22校が抽せん校となります。昨年度は25校でしたので、今年は3校減っております。

続きまして、2ページ目、中学校でございます。

こちらは新7年生の状況でございます。基本的には小学校1年生と同じでございますけれども、一部、異なっているところがございます。

学校名の隣の住民基本台帳上の人数の隣、「学区外児童数(b)」というものがございます。こちらは、学校の通学区にお住まいで、学区外の義務教育学校に、今、6年生として通っている方の数になります。義務教育学校は、9年間の一貫した学校でございますので、7年への進級につきましては、通学区を問わず、そのまま進級できることとなっておりますので、そのまま在籍される義務教育学校に進級される予定で整理をしています。

一番下の合計欄を見ていただきますと、10月1日現在の入学予定数は、2,807人で、希望申請をされた方が638人。率にいたしますと、22.7%になります。4.4人に1人という割合になってございます。昨年度は20.9%でしたので、こちらは1.8ポイント増といった状況でございます。

抽せんにつきましては、こちら表の網かけをしております8校が対象となります。昨年度が7校でしたので、1校増えております。

今後の予定でございますけれども、抽せんにつきましては、11月29日から12月1日に抽せんを行いました。抽せんの結果を受けまして、12月下旬にそれぞれのご家庭に就学指定の通知を発送することとなっております。

この抽せん結果等につきましては、取りまとめの上、改めてご報告させていただければと思います。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

選択した方は、昨年より減って17%ということですが。割と最近まで3割だったと思うのですが、それに比べると、もう半分ぐらいになっているということだと思います。

この申請割合は、今年の17%が過去最低なのかという確認と、あと、過去で最も高かったときの数字は何%であったかお伺いしたいと思います。

#### ○勝亦学務課長

小学校の入学の状況でございます。

まず、一番高かった数字につきましては、平成25年度に、小学校では32%という数字が出ており

ます。

17%につきましては、ここ数年、下降きみではございますけれども、一番低い数値といたしましては、導入当初、11.7%から15%、16%、17%という推移を経てきております。導入当初の頃の数字という形になってございます。

#### ○安藤委員

はい。分かりました。

小学校のほうですけれども、やはりピーク時から比べると半分ぐらいになっているということだと思うのです。ニーズも低下しているなと思いますし、様々、学校選択することの弊害というのは、私はあると思うのですけれども、やめるべきなのではないかと、昨年の同じ報告の際の質疑で、私は伺いました。なぜ続けるのですかという質問に対して、区教育委員会は、特色のある学校活動、選ばれる学校づくり、選んでもらえる学校づくり、教員の意識改革、また、保護者の権利保障から実施と答えておりました。

2点伺いたいのですが、学校選択が、なぜ特色のある学校活動につながるのか、教員の意識改革になるのか、それだけだと分からないので、もう少し分かるようにご説明いただきたい。

2点目は、こうしたメリットは出るのですけれども、デメリットとして、よくある話として、ふだん地元の学校に通っている子ども同士が、地域の行事やお祭りに顔を出す。それが、地域コミュニティの形成にとって重要なのに、学校選択制は子どもを地域で見守る、育てていくという土台を壊しているという声は根強いと思います。区教育委員会としては、そのデメリットは認めているのでしょうか。

また、区教育委員会が述べる、選択制を続ける理由はそういったものを犠牲にしてまで続けるに足りる理由なのか、伺いたいと思います。

#### ○勝亦学務課長

まず、学校選択制による特色のある教育活動というところでございますけれども、学校選択制を導入させていただいたのは、小学校ですと平成12年からとなっております。平成11年度からの教育改革プラン21の中で掲げられておりました、教員の意識改革や、学校教育の質的転換、保護者の信頼関係の醸成といったものの中で、特色ある学校をつくって、それを情報発信して、信頼をつくっていこうというところから始まっていると理解してございます。

そういった中で、地域を壊すという表現がございましたけれども、導入当初、ブロック制という形で学校選択を実施し、先ほども出ましたが、32%が申請するという形で学校選択が行われた中で、地域とのつながりをより重視しようということで、令和元年度から小学校は隣接区への選択制に変更してございます。そういった中で、地域との結びつき、つながりをより強固にいたしまして、地域とともにある学校という形を進めている、地域とのつながりが強まっていく中で、学校選択制の率も下がってきているものだと理解してございます。

#### ○安藤委員

ブロック制を敷いている。いや、そもそも地域とのつながりを壊しているのが選択制なので、その後ブロック制を敷いているとか、コミュニティスクールという話もありますけれども、だったら、選択制そのものをやめればいいのではないかと思います。

私が伺ったのは、地域とのつながりを壊すのではないかとというデメリットを認めているのかという質問だったのです。今の話は、一定、そのデメリットがあるからこそ、そういう対策を打っているのですよということなので、デメリットは認めているということではよろしいのか、伺いたいと思います。

それと、1つ目のほうは、信頼関係と言いますけれども、選択制をさせることが、なぜ保護者との信頼関係をつくるのかというのは、それでも分からないので、もう少し説明いただきたいです。なぜ選択制が特色ある学校活動につながるのか、意識改革になるのか、信頼関係をつくることになるのか、伺いたいと思います。

#### ○勝亦学務課長

まず、地域とともにある学校という考え方で、校区教育協働委員会等を実施しておりまして、そういった中で、学校と地域は一緒に、家庭、地域、学校が連携して子どもたちを見ているという状況でございます。

学校選択制が地域を壊しているという形には、そういった意味ではなっていないかなと考えてございます。

また、学校選択制につきまして、特色ある教育活動や意識改革にどうつながるのかという部分でございますけれども、この教育改革の当初としましては、学校選択と外部評価と、それから、学力定着度調査といったものをセットで行いまして、いわゆる公教育の信頼を高める、学校の特色ある活動をして学力を高める。そういった中で、学校が切磋琢磨して、地域の方、保護者に信頼されるという考え方で進めてきたものでございます。

#### ○安藤委員

今の選択制は壊していることにはなっていないというのは、全然説明、理由になっていないといえますか、今の理由では、言葉だけを言っているなということ、そもそもそういった声があるし、実際、そうなっているということは認めていただきたいと思います。

それと、切磋琢磨ということもありましたけれども、かつて若月教育長の時代でしたけれども、やはりそのようなこともおっしゃっております。選択制は、あくまで手段の1つ。先生方の物の考え方を変えていくのが究極の目的。その変化はいろいろあるが、切磋琢磨してよいものを求めていく。これは当たり前なことなのだという意識を、先生も、管理職も持ち始めている。そういう成果が上がっているのだ。具体的な結果や成果を納税者に示していくのは当然のことなのだ。社会の方々から言わせれば、当たり前前の常識かもしれませんが、そうした常識を抵抗なく持つようになってきた。これが成果なのだ。

そして、最後にこう言っているのですけれども、そうした意識の変化から、各学校の子どもたちの、より確実な学力定着のために様々な努力や教材開発をするようになった。これも成果だとおっしゃっているのですけれども、これは教育的なのかなと、すごく思うのです。私は、やはり選択制の最大の問題というのは、教育活動を歪てしまうというか、まさに今、紹介したのは、当時の教育長が言っていたように、学校が学力テストの点数獲得競争、それを学力の定着度と言っていますけれども、点数を競わせて、それで選ばれる学校がある。そういう競争の中で学校がよくなっていくという理屈ではないですか。

これは、そういうものということです。競争させないと駄目だ。しかも、その競争は学力定着度調査。その実態は、学力テスト。テストの点数を競わせることで、それを選択制と組み合わせることで、学校がよくなるという理屈の理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

#### ○中谷指導課長

学力定着度調査ですけれども、こちらを実施する目的といたしましては、指導要領を踏まえまして、全員の子どもたちが、しっかりその要領の内容に沿った形で習熟できているかどうかというところを把握しまして、それを授業改善に活かしていくという目的で実施しております。ですので、例えば、点

数度を競うことを目的としてやっているわけではないということを伝えさせていただければと思います。

あとは、教員の意識改革ですけれども、これが、先ほど申し上げた授業改善というところで、教員が子どもたちのためによりよい授業をやっていこうというところで、日々、意識改革ができていますと考えております。

また、保護者や地域の皆様と共有させていただくというプロセスも校区教育協働委員会で定期的に行っておりますので、その中で学校がどういった学校像を目指しているか、どういった生徒を育てたいか、それが、今、どの地点まで行っていて、それがどうやってよくなっていくかどうかというところを常に共有しながらやっていると思っております。

#### ○新妻委員長

安藤委員に申し上げますが、本日、入学希望申請の状況についての報告でございますので、円滑な委員会運営にご協力をぜひお願いしたいと思います。

#### ○安藤委員

最後にしますけれども、教員の意識改革と学校選択制は関係あるのかと思うのです。開かれた学校だったら、校区教育協働委員会をやっているわけですし、選択制をやることで様々な弊害があるわけです。テスト重視になってしまうとか、子どもが点数の獲得競争の中で生きていけなくなるとはいけません。共同の学びの中で多様性を認め合いながら、皆で高め合っていくという文化ではないわけです。もうあいつより点数を取ってやれと、そのようになってしまうわけです。そういう問題もありますし、もちろん、先ほどの地域のつながりを壊すというものもあります。

ですから、学校選択制をやらないと意識改革できないというのは、私は教員に対する不信感の表れだと思いますし、私は違うと思うのです。

先ほどの学力定着度調査のことも、競争が目的ではないと言いますが、先ほど紹介した、教育長の当時の答弁によれば、もうこれは明らかなのです。学校選択制をやって競争させているので、教員が学力定着のために様々な努力をするようになったということをおっしゃっているわけです。ですから、それをごまかすのはやめたほうがいいと思います。

最後にします。

今、23区で小学校の選択制をやめているのは13区です。冒頭ありましたように、どんどん選択する人が減っています。なおかつ、抜き差しならない理由で、学区外の学校を選ばざるを得ない方はいると思うのです。それは、指定校変更というものがあります。

今年度について言うと、小学校の選択は392人いました。指定校変更は78人もいたわけです。そういう人もいるわけです。

さらに、実際、選んでも選べない。今年4月の実績でも、小学校で695人が選択して、入るのが392人ですから、半分ぐらいにとどまっているわけです。そういうこともあります。

さらにコミュニティーづくりの問題もあります。なので、私は、教育現場と保護者、地域コミュニティーに多大な混乱をつくり出してきたということは、真摯に反省して、教育活動の正常化に向けて、今回の結果もあります。選択制は廃止すべきだと思いますけれども、改めて、いかがでしょうか。

#### ○勝亦学務課長

23区でございますけれども、直近の状況で言いますと、小学校で導入しているのが11区、中学校ですと17区と理解してございます。そういった意味では、約半数の区が導入していると理解してございます。

意識改革の部分でございますけれども、学校同士の競い合い、切磋琢磨という部分につきましては、先ほどありましたように、学力調査を目的としているわけではなく、各学校の学校選択に当たっての入学説明会では、どういったお子さんを育てたいか、人間性や社会性、そういったものを学校としてどのように進めていくかというようなことを、それぞれの学校の特色として保護者の方にお伝えして、ご理解いただいているという説明の場も設けて、地域の方にお伝えしているという状況だと理解しております。

#### ○矢部教育総合支援センター長

私は他区から異動してきましたから、学校現場の視点でお伝えしますが、この選択があることで学校で何か変わったかと言ったら、以前のスタートのときの仕掛けというところでは、今、お話の理由はあるのだと思いますけれども、私たちは学力テストについても、自分の子どもたちがどこまで学力を定着しているかということを見るわけで、隣の学校と比べていることはありません。そこで、自分たちの課題を見つけて、教員とともに研究していくというのが実態です。

それと、地域のお話がありました。地域は、当然近くの地域もありますが、品川区全体を地域と考えれば、様々なスポーツや文化、表彰を受けたり、関係機関と連携して、CSRもお世話になっていますし、品川区全体を地域と捉えて、もっと大きく東京都のほうも捉えて、子どもたちと地域とのつながりはあると思っています。

また、自分の近くの学校では、本当に近くの町会長をはじめ、校区教育協働委員会の皆様が協力してくださって、ボランティアもたくさんいらっしゃいます。地域のつながりはとても強い区だと私は思っています。

選択で私が一番感じていることは、保護者と子どもが幼稚園、保育園のときに、どうしてもうまく行かないときがあります。そのときに、学校を選べるというのは、どんなに受皿、逃げ道になるか、何人も見てきました。そういう意味で、必ずしも全ての希望はかなわない場合があるかもしれませんが、そこは保護者を助けているのではないかなと感じております。

#### ○渡部委員

十五、六年前の議論をしている。本当に品川区を分かっていない。

というのは、まず、今、品川区というのは小中一貫校がスタートして、義務教育学校があって、しかも、そこだって公立の学校です。そこで、普通の学校に行きたいというのは、選択制がなければ行けないわけです。では、全部、それを理由にして、指定校変更をかけるというわけですか。

そういうことではないし、ちょうどここの委員会に出る前に江野下委員と話していたけれども、品川区に転入される方も大勢いて、品川区は選択制があるということで、結構頻繁に、小学校に上がる前に学校見学に行かれています。そこで、保護者たちは、どの学校がどうなのだというのを研究されています。これから小学校に上がるというときに、すごくいいことではないですか。

例えば、選択制がなくて、うちの子どもなどはどうしていたかと言ったら、指定校通知か何かが来て、健康診断はいつですから、ちょっと行ってくださいと言って、初めて学校を見て、ああ、ここに行くのだなぐらいで終わりなのです。

そうではなくて、ちゃんと保護者が1つ1つの学校を見て、9年間過ごすのがいいのか、6年間過ごすのがいいのかとやっているわけです。

今回の数字だって、安藤委員、数字を聞いていました。17%というのは低い。だったら要らないのではないかとではなくて、それこそ学校がコミュニティースクールをやっていたり、地域町会が積極的に



学校へ入り込んでいろいろなことをやっていて、そこに幼少期から参加している保護者たちがどういう判断をするかというところで、確かに今で3割台はあったけれども、僕はこの数字だと思っています。

そうやって、この間、選択制がある中で、地域と学校がいろいろな絆を築いてきているのを、あなたは壊そうとしています。何でそのようにやってきているところを見ていないのか。

あともう一つ、小学校、中学校で競争させなかったら、子どもたちは社会を生き抜けないです。私たち党派で生き抜く力という質問もさせていただいているのだけれども、決して順位をつけるという話ではなくて、どうやって品川区の子どもたちを社会に送り出すのかと、真剣に保護者だって考えています。そういうのだって、全部壊そうとしているではないですか。

そういう観点で、例えば、学校選択制の評価。だから、僕は、17%に減っているところというのは、そういう校区教育協働委員会もそうだし、地域町会もそうなのだけれども、積み重ねがあって、そのようになってきていると思うのです。

例えば、ブロック制から隣り合った学校に変わってという中でのこともあるのかもしれないのだけれども、今年はその辺はどういうことだったのか、総括してもらえればと思うのが1点です。

あと、小学校のことは、僕も様々な場面で言っていたのだけれども、中学校の数字を見たときにびっくりしたのが、今、受験で4割ぐらい減るのですか。少し確認だけしたいです。すみません。

#### ○勝亦学務課長

地域と学校選択制の部分でございます。

先ほど、委員がおっしゃったように、隣接区制を令和元年度から開始してございまして、地域との結びつきがより強固になっているということで、この数字が低下してきていると事務局でも推定してございます。

そういった中で、中学校でございませけれども、昨年度の数字で言いますと、やはり30%以上の方が私立へ進学されているという現状がございます。

#### ○渡部委員

中学校に関して言うのであれば、様々な選択肢があって、私立に行くのが悪いということも全然ないですし、その地域の中でということもあるのだけれども、数字を見たときに、僕も3割ぐらいたと思っていたのだけれども、去年の数字で、この表から見ると4割いなくなってしまうのかなと思ってしまったりしたので、僕の計算違いだったら、それはそれでいいのです。

その辺、品川区はせっかく小中一貫教育をやっているわけで、そのまま中学校に上がってもらえるのがスムーズなのかなということもありますし、その部分というのは、やはり売りとして出していかれて、高校でそれぞれ希望のところに受験するような感じでもって、場合によっては中学校を卒業するときに、都立校との連携といったらおかしいのですけれども、何かそういうものもPRしていったということをなさってもいいのかなと、少し思ったりしましたので、そこは申し上げさせていただきました。

学校選択制は、今、品川区の制度の中で、小学校があって、義務教育学校があって、保護者側が選べるようになっていきます。それで、もう20年やっているわけですから、学校の先生の意識が何だというのはもうとっくに出来上がっている話。今さら十何年前の話をしているのではなくて、それはもう当たり前の話であって、では、その次、どうやっていくかということが、今の品川区の教育だと思うのです。

先ほど、若月教育長がこんなことを言っていたなんて、僕らもさんざん聞きました。けれど、今は、中島教育長の下で品川区の教育というものが、それを継続されて、発展していっているのだから、何でここで15年前の地域が怒っているなんて、どこが怒っているのですかという話だと思うのです。

安藤委員、もう怒っていないよ。これからどうやって学校をやっていくか。大体町会のことをやっていないからそういうことを言うのだ。

余談になりますけれども、今日は昼をまたぐかもしれないけれども、僕は町会で週1回、旗持ちで立たせていただいています。そのときに、町会の中で、確かに僕は延山小学校の角に立っていますけれども、中延小学校のお子さんも見送ります。見守ります。源氏前小学校はいないです。第二延山小学校はいます。だけど、週1回立っていると、顔も覚えます。

ただ、少し気になるのは、やはり延山小学校の真横に立っているのですけれども、延山小学校に行かない子が少し寂しそうに歩いているのは気になるところ。「寒いね。頑張って行ってこい」と言って送り出してあげる。今の品川区の地域町会は、そういう土台が出来上がっているのだから、それを壊すようなことを言わない。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○田中委員

すみません。白熱した議論の後にすごく話づらい、質問しづらいのですけれども、まず、小学校のところで伺いたいです。8月22日の文教委員会のときに、城南小学校が、その地域の子どもたちだけでいっぱいになってしまい、選択制ができないというお話があったと思うのです。

今回、城南小学校以外にもそういう学校があったのかという確認と、8月22日のときに、今のところは城南小学校だけだけれども、今後、もしかしたらそういう学校が出てくるかもしれないときには、その地域の方などに前もって、もう選択の受入れができないかもしれないということをお知らせしてほしいということを伝えていたのですけれども、それができていたのかどうかというところを確認させてください。

#### ○勝亦学務課長

学校選択の受入停止をさせていただいた学校は、城南小学校を封鎖してございます。

ほかの学校につきましては、例年どおり、学校希望選択を受け付けてございます。

城南小学校の受入停止に当たりましては、校区教育協働委員会や保護者の方に、事前にそういった旨をお知らせしているところでございます。

#### ○田中委員

たしか8月22日の前、いつだか忘れてしまったのですけれども、去年は9校が受入れできなかったということがあったのです。現時点で、そういった受入れができない学校が出てきそうなのかという部分と、あと、この数字の見方で少し確認をしたいのですけれども、特に城南第二小学校と浜川小学校に関しては、希望申請数の減がとても大きいなと感じたのです。その理由というのは、どういった理由が考えられるのかというところを伺いたいと思います。

#### ○勝亦学務課長

まず、昨年度、受入れができなかった部分でございまして、学校選択をご希望された方が入れなかったというところで、そういった学校がありましたということです。

こちらの学校選択の希望を停止させていただいた城南小学校に関しましては、冒頭にございましたけれども、学区のお子様が増えておまして、学校選択を受け入れる余裕がなく、確実に厳しいだろうということで、学校選択の希望を受け付けないという形で受入停止をさせていただいたものでございます。

また、城南第二小学校、それから、浜川小学校でございまして、希望提出の数が多くございま

す。

こちらにつきましては、まず、改築の対象の学校ということで、やはり改築中は教育環境に影響があるとお考えになる保護者がいらっしゃるのかなということで、外部への転出が増えて、数が多いものだと理解してございます。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○渡部委員

1点だけいいですか。

また、詳細のお話はもらえると思うのですが、基本的に小学校と中学校の最終的な受入れのお尻と言うのでしょうか。この日までという最終確定の日付はいつでしたか。

#### ○勝亦学務課長

小学校につきましては1月末まで、中学校につきましては2月末まで、抽せんの結果の対応をしているところでございます。

#### ○田中委員

すみません。中学校のところも伺いたいのですが、浜川中学校と荏原平塚学園が、希望申請数の減が大きい理由。特に浜川中学校は155人ということで、この理由も伺いたいと思います。

#### ○勝亦学務課長

中学校につきましては、今のところは改築等々の対象にはなっていないのですが、傾向としまして、浜川中学校の改築の部分と、荏原平塚学園の減が84人ということで、こちらにつきましては、例年、これぐらいの数字の方が転出しておりまして、一定程度、トレンドというか、そういったものが出来上がっているのかなと理解してございます。

#### ○田中委員

分かりました。

#### ○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○松澤副委員長

選択制の中でお聞きしたいのですが、連携校の流れがある中に、勝亦課長にもいろいろご相談したことがあるのですが、結局、小学校と中学校のくくりがうまく分からない保護者が少し多かった。特に令和元年、私もちょうど娘の時だからよく印象に残っていて、そういうことが、当時は本当にがらっと変わったのです。戸越小学校の学区ですけれども、宮前小学校に行きます。宮前小学校と連携校は戸越台中学校なので、6年生は戸越台中学校の子と一緒に、テニスなり何なりをやる。

しかし、連携校の流れだと、戸越学区だから、豊葉の杜学園という通知が来てしまうのです。そこで、やはりショックを受ける親御さんがすごく多かったかなというのは、そこでいろいろご相談させていただいて、お話も一緒に聞いていただいて、本当にそこら辺はすごく助かってありがたいなと思ったのです。

そういった中で、説明をもっと柔軟に分かりやすくしていただきますというお話をさせていただいて、その後、保護者にそういった説明というのですか。連携校はこうですと、より分かりやすく、より丁寧な周知というのは、どのように変わったというか、進んだというか、そこら辺だけ教えていただけたら。

### ○勝亦学務課長

昨年度来、そういった小中一貫教育の連携グループ等が十分浸透し、理解されていなかった部分もあるというご指摘をいただきまして、より分かりやすい情報提供をとということで、宿題をいただきました。

今年度につきましては、小学校の入学予定の全ての方にお送りするパンフレットに、一貫連携グループの設定ということで、説明書きの項目を1ページ設けまして、連携グループを図で表示してお伝えするという形で、新しくそういった試みをした次第でございます。

### ○渡部委員

結局、今の話で松澤副委員長が言っていた話の中で、本当は戸越学区だけれども、宮前小学校に行きました。宮前小学校は戸越台中学校が連携になっているから、戸越台中学校に入れたいから宮前小学校に行くという人が多いと思うのです。そういう思いをしていた人がいる中でも、あくまでも居住地に対する指定校通知が行ってしまうわけです。

例えば、あなたは宮前小学校にいるから、今まで連携を組んでいたから、戸越台中学校に入るといふときの優先順位が1番に上がっているとか、兄弟枠があって、その次にはもう入っているとか、そういうものがちゃんとあるのでしたか。それはないのでしたか。

### ○勝亦学務課長

連携学校への在籍からの中学校の進学につきましては、学校選択におきましては、優先順位の中では、兄弟枠の次の優先順位という形で、優先的に設定してございます。

### ○渡部委員

それで、今、細かく説明しているところに関して言うと、その順位は当然出ているのだけれども、その注意書きで、それこそ太字なのか、赤字なのか、その連携校に行っていたとしても、受入枠の関係で上がれない場合がございますみたいな注意喚起が、小学校1年生の段階でも出されているということではないのですか。

### ○勝亦学務課長

あくまでも学校選択の部分になりますので、選択がかなわない場合もあるということは、ご周知させていただいております。

### ○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 3 その他

### (1) 所管質問について

### ○新妻委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を変更しまして、予定表3のその他のうち、(1)所管質問についての教育委員会所管分の質問を先に行います。

なお、子ども未来部に関する所管質問につきましては、理事者の入替え後に改めて行いたいと思います。

昨日の委員会において、安藤委員と田中委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。

質問項目は、渡辺議員の一般質問のうち、「部活動の地域移行について」の質問の中から、「現在の準備状況や今後のスケジュール等について、教職員や保護者、子どもからの意見について、および文教

委員会での報告の時期について」と、この議員の一般質問のうち、「防災対策について」の中から、「登下校中の災害時における安否確認について」でございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、文教委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、まずは、安藤委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

#### ○安藤委員

今、委員長が説明していたとおりです。

#### ○新妻委員長

はい。では、割愛いたしまして、質問をこちらで申し上げさせていただきましたので、理事者より、答弁をお願いいたします。

#### ○中谷指導課長

まず、ご質問いただいた中での移行準備の状況でございますが、現在、教育委員会と文化スポーツ振興部が連携・協働いたしまして、令和5年度から令和7年度までの3年間の計画の検討をしております。

今年度の取組としましては、まず、教育委員会と文化スポーツ振興部の管理職と職員で検討会を開催いたしました。

その中で、現在の学校の部活動の状況、また、地域の活動団体のそれぞれの状況、地域移行する際の課題について、検討をしたところです。

教職員、保護者、生徒の声については、それぞれ聞いております。

まず、教職員の声としましては、教育委員会が中学校、義務教育学校を対象に行ったアンケートの中で、基本的に地域移行に賛成である。

一方で、地域移行を希望する部活動からできればありがたい。指導者の確保が課題であるといった意見が主にございました。

保護者の声としましては、校区教育協働委員会で意見交換をした学校の中で出てきたこととしまして、学校の部活動のよさは、初心者でも始められる点であると考えており、地域移行をした際にも、そういった機会がなくならないかが心配であるといった意見がございました。

生徒の声としましては、スポーツ推進課が生徒を対象に行ったアンケートの中で、「現在の部活動に満足している」と答えた生徒の割合は、全体の9割以上。一方で、「現在の部活動とは別に、興味がある活動が週1回程度できる場合には参加したい」と答えた生徒の割合が、全体の半分以上いるという結果が分かったところです。

こういった声を教育委員会と文化スポーツ振興部で共有しながら、協働して進めていきたいと考えております。

次に、地域移行のスケジュールでございます。

まずは、令和5年度についてですが、教育委員会としましては、次年度から各校で地域移行の実現可能な1取組を実践していくために、校長会でも話題にしながら、現在準備を進めております。

文化スポーツ振興部につきましては、生徒の中に、今ある部活動の種目以外のスポーツにも興味があるといった声があり、こういった声を受けまして、次年度、地域スポーツの中で、部活動にない種目も

含めて、様々な体験機会を設定できるように計画をしているところでございます。

教育委員会と文化スポーツ振興部で協働して行う取組の1つとしましては、まず、文化スポーツ振興部が保有をしている地域の人材情報を活用させていただきまして、教育委員会で進めている部活動指導員を拡充できるようにしていくことでございます。

令和6年度と令和7年度の計画につきましては、国のガイドラインが、現在、案というレベルになっておりますが、今後、正式に決定していくところでございますので、この内容を踏まえまして、教育委員会と文化スポーツ振興部が集まる協議会に、校長会の担当校長にもご参加いただく中で、具体的な取組事項を整理してまいりたいと思います。

文教委員会でのご報告の時期につきましては、今後、ご案内のチラシなども作成を検討しておりますので、適切な時期に文教委員会でのご報告をさせていただく予定でございます。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

この件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

いろいろご答弁ありがとうございました。

結構アンケート等をとっているということで認識しましたけれども、すごく大事なことです。当事者の意見を聞くということ、それを反映させていくというのはすごく大事なことだと思うので、いつやったのか、どんな規模でやったのか、あるいはどんな内容だったのか、もう少し詳しく知りたいのです。そういうものは、いつ頃報告があるのか。

子どものアンケートについては、スポーツ推進課でやったということですが、どの規模で、いつやったのか、こちらを今、お伺いしたいなと思います。

それと、2つ目は、全国市長会もいろいろ心配し、緊急意見なども提出されて、大臣が2025年、令和7年度末の目標は維持するけれども、地域の事情に沿って進めてほしいと、移行時期の柔軟化も打ち出していると思うのです。かなり部活動の在り方というのは、十分に子どもの意見も聞きながら、皆で十分に考え合って決めるべきだと思うのです。

なので、大臣の発言について、あまり時期ありきで進めないで、議論重視というか、そのようにしていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中谷指導課長

まず、アンケートの実施の規模や時期ということですが、生徒のアンケートにつきましては、校長会の部活動地域移行の担当校長先生がいらっしやいまして、今年、それを務めてくださっている東海中学校と日野学園の2校の7年生と8年生の生徒426名の方々にやっております。

実施時期は、9月2日金曜日から9月9日金曜日までということでやっていただく中で先ほどの声ということになります。

また、学校のアンケートにつきましては、指導課で行いまして、7月14日を締切りとしまして、この地域移行に対するご意見を広く伺う概要的なアンケートとして実施をさせていただいて、先ほどのような声をいただいているところです。

保護者の方の声というのは、先ほど申し上げたとおり、校区教育協働委員会で聞いているものですが、9校の中学校と、6校の義務教育学校、それぞれ校区教育協働委員会をやる時期、それぞれなのですが、今のところ、この地域移行の話題にしている学校が6校ございまして、その中の現時点

でのご報告をさせていただいたという状況でございます。

それから、2つ目の大臣のご発言というところですが、現在、大枠としましては、令和7年度というところが1つの目安ということで捉えております。これは、国のガイドラインの案に出ているものを受けての今の検討というところになります。

まず、実際、何をどのように進めていくかといったところにつきましては、やはりご指摘いただいたとおり、議論や声を聞くということは大変大事だと思っておりますので、しばらくは先ほど申し上げたような協議会の中で、どういった役割で、誰が何をしていくか。そこに、やりたいという希望といったところも最大限活かしていく中で、品川区ならではの部活動地域移行ということが実現できるようにしていきたいなと思っております。

#### ○安藤委員

部活動の先生の負担というものは相当いろいろなものがありますから、それは改善が必要だと思うのですが、部活動の地域移行には様々な課題が指摘もされていますし、不安も寄せられていますので、当事者、あるいは今、最後に課長がおっしゃいましたように、品川区ならではのものをどのようにつくれるかというのは、本当に多くの方々、当事者の方々の意見を聞いて、じっくり議論して進めていく必要があると思っております。

最後ですが、アンケートはすごく貴重な生の声だと思うのです。様々な分野でいろいろな努力をされて、そういった声を集めていらっしゃるということが分かりましたけれども、計画の検討自体は、文教委員会ですかるべきという話だったので、この方針を定めていく上ですごく大事な材料と言うとあれですが、データだと思うので、そちらについては、報告できる範囲、時期を、できれば早めに報告していただいて、議会での議論を深めるいい材料になると思いますので、ぜひそういったことをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○中谷指導課長

文教委員会でのご報告については、適切な時期をしっかりと定めてご報告をしていきたいと思っております。

現段階としましては、今、集めている状況というところで、ご認識いただければと思っております。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○田中委員

1点だけ。私は、不安の部分だけを少し伝えたいのですが、部活動の中で、やはり児童・生徒に対する体罰、暴力の実態という部分で、地域移行になったときに、部活動での暴力の防止については、どのようにされるのか、どういう検討がされているのかなということを伺いたくて、文部科学省の体罰調査でも、2020年に485件あった中で、部活動に関連する事例が約2割の93件だったという報道もあります。

そのような暴力は絶対起きてはならないことなのですが、起きやすい環境もあると思うので、その対策をどのように検討されているのかだけは確認させていただきたいと思っております。

#### ○中谷指導課長

体罰の防止ということで、体罰は絶対にあってはならないものですので、これに関しては、今も研修をしっかりとった上で指導に当たるという仕組みをつくっております。

先ほど、部活動指導員の拡大をしていくというお話をさせていただいたところですが、そう

いった会計年度の方々におかれましても、子どもと直接指導に当たっていただく前の年度当初の段階で、指導者講習会という形で、今、ご指摘いただいたような内容をテーマにした研修をしてから指導に当たっていただくというところをやっておりまして、こちらはもちろん継続してやっていく予定でございます。

#### ○江野下委員

先ほど、安藤委員も言っていたのですけれども、校区教育協働委員会、私も、今、そちらの委員になっているのですけれども、始まったところと、そうでないところ。先ほど、学校の部活動のよさは、初心者でも始められるところだ。いろいろなお声があると思うので、保護者の方なり、生徒なりのアンケートのお声を、しかるべきときに情報共有していただければありがたいなということ。

あと、今、指導者の講習の話が出ましたけれども、私も日本陸上競技連盟、日本スポーツ協会の資格を、地域のボランティアで教えられるように取ったのですけれども、これは国とは別で、区はただの講習会なのか、それとも何かスポーツによって資格を取らなくてはいけないのか、そういったことは区では考えていらっしゃいますか。

#### ○矢部教育総合支援センター長

現在、継続しています部活動指導員は、私のセンターの所管でございまして、現状、年度当初に大学の先生に専門的な教師としての見方、今のような体罰やいじめがないような子どもとの関係なども大事にするような講習をして、今でも続けております。

現状では、それぞれ注意をされているというところで、事故等はありません。

#### ○中谷指導課長

先ほど、声を共有するということですが、生徒の声や、学校で取った声も含めて、校長会を通じて、しっかり学校全体で共有を図ったり、校区教育協働委員会のほうでも、必要に応じて情報を共有するという取組で促していきたいなと思っております。

もう一つの区の講習会というところに関しては、所管が文化スポーツ振興部のほうになりますので、そのことをご了承いただければと思います。

#### ○新妻委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

次に、田中委員の所管質問についてに入りますが、先ほど、こちらで申し上げた質問でよろしいでしょうか。

#### ○田中委員

はい。ありがとうございます。

#### ○新妻委員長

それでは、理事者より答弁をお願いしたいと思います。

#### ○矢部教育総合支援センター長

ご質問にお答えします。

こんの議員の当初のご質問につきましては、登下校中の児童・生徒の安否確認に関わって、タブレットを活用してはいかかかというご提案でございました。

そちらの回答としまして、ある学校では、自宅に帰った直後に、無事到着して自宅にいるということを見守り・生徒自らがタブレットで担任に連絡するという訓練を実施した事例を紹介いたしまして、既に活用が始まっているということをお伝えする内容が答弁でございます。



### ○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がありましたら、ご発言願います。

### ○田中委員

こんの議員のご質問の中で、たしか、まもるっちの活用についてもあったと思うのです。その安否確認は、自宅に到着してから、とにかく児童が何かあったときにも、無事に家に帰れたときの想定ではないですか。

もし登下校中に、事故に遭ってしまった場合に、例えば、タブレットやまもるっちが壊れてしまったとき、何か強い衝撃を受けたときには、それによって、まもるっちセンターだったり、どこかのセンターに、強い衝撃で壊れたということが報告されて、この子に何かがあったかもしれないというような機能などがあつたりするのかということのを少し伺いたい。

あと、途中での発災時の訓練というか、こういうときはこうしましょうと子どもたちに教えている部分があるのかということのを伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

### ○矢部教育総合支援センター長

機器の部分については、所管が外れているところもあると思いますので、答弁を控えます。

訓練といたしますか、答弁のときにもお伝えしたのですが、やはり地震という想定の中で、いつ起きるか、どんな規模で起きるかということで大きく変わってくると思います。

まず、教職員も、到着しているかどうか。また、学校にいて、皆を帰した後でどのぐらい時間がたっているのか。学年によっても、今、帰っているのか、まだ学校にいるのかという、シチュエーションは様々あるということが、まず第1条件だと思います。

基本的には、できる限り、今いる職員の中で対応することになると思いますが、恐らく、地震が発生しました情報をニュース等で見ながら、すぐに外に出て行って、近くにいる子どもたちが危なくないかどうかということで、通学路を点検し、職員のほうが連れて帰る、または家と連絡がつけば、家がすぐそばだったら連れてくることもないので、うちの方に預けてということになると思います。

もしも預けるところがなければ、当然、学校に引き取って、後ほど、保護者にご連絡をして、お預かりして、引き渡すという形になると思います。

ただ、シチュエーションによりますけれども、やはり地域の方や、周りの保護者の方にもお手伝いいただいて、学校でこんな子が泣いていました、けがをしていましたというのはご連絡いただくような連携というか、ご協力はいただくようになるかと思えます。

### ○田中委員

登下校中の通学路での発災時の確認ができました。やはり地域の方にも協力してもらおうというのはとても重要だと思うので、今後、そういった地域と学校、子どもたちと一緒に登下校中を想定した訓練も必要なのかなということを思いました。何かあればいただきたいと思うのですけれども、登下校中は本当に重要なので、小さな子が1人のときに起きてしまったり、そういうことは本当に不安なので、ぜひ積極的にみんなで子どもたちを守る体制がとれたらいいなと思うので、何かあれば一言下さい。

### ○矢部教育総合支援センター長

先ほどの私の答弁、お話にも関わります、地域の方にお世話になることはとても多くて、防災で言えば、総合防災訓練を学校でもしていただいておりますし、先ほどの校区教育協働委員会の中でも、安全面のことは出てきます。その中で、自分の学校やお子さんに応じた対応というのは大事だと思います。

また、本会議のときもそうですし、今のご議論もそうですけれども、様々な避難訓練や安全計画、マニュアルもできていますので、そういったところでしっかりいろいろなシチュエーションを想定しながら、学校がどのように動くかということを実際に考えていくことは、これからも発信していきたいと思えます。

**○田中委員**

よろしくお願ひします。

**○新妻委員長**

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○新妻委員長**

ご発言がないようですので、以上で本件および所管質問を終了いたします。

それでは、理事者の入替えにつき、暫時休憩いたします。

○午前11時00分休憩

○午前11時10分再開

**○新妻委員長**

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

---

**2 所管事務調査**

子ども・若者支援について

**○新妻委員長**

次に、予定表2の所管事務調査を議題に供します。

本日は、6月28日の委員会において決定しました所管事務調査項目、子ども・若者支援についてを調査項目とします。

まず、理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

**○廣田子ども育成課長**

それでは、子ども・若者支援について、2セット、資料をご用意しておりますけれども、子ども・若者計画等が書かれているA3、2枚組の資料をご覧ください。

子ども・若者の支援についてでございますが、冒頭は、先日の11月1日文教委員会で、子ども・若者計画の第2期の素案についてご説明したところのリマインドになります。子ども・若者施策の今後の進め方、基本理念につきまして、さきに説明いたしましたとおり、国の大綱が社会的自立を目指すというよりは、自らの居場所を得ることで安全・安心、自己肯定感の回復を図って、成長、活躍できる社会、若者が活躍できる社会を目指していくというところだったので、品川区といたしましても、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長していくというところを目標として掲げているところでございます。

その中で、A3の資料、左下なのでございますけれども、計画の検討に当たっての3つの部会を立ち上げました。様々な体験活動の充実という課題で集められた中に、大学生も入っていただいた中で、学生の方から、子ども・若者が気軽に利用・相談できる環境を整備してほしいであるとか、学生・若者が地域に参

加するのにはハードルが高い、幼少期から親と一緒に地域参加できる仕組みがあることが大事なのではないかという貴重な意見をいただいたところでございます。

また、地域の方からは、若者たちと地域の間信頼関係を構築する必要があるという認識がある、また、青少年委員や地区委員が地区活動の橋渡し役になれる拠点が欲しいというご意見をいただきまして、コミュニティーに出会うため、参加するための仕掛け、自由で多様な遊び・体験・交流、関係づくりの場の整備をしていくということで、子ども・若者の活動拠点の整備に向けて、区としては取り組んでいこうと考えているところでございます。

本日は、若者については、18歳以上も含めた全てということになっておりまして、今後、検討を進めていくのでございますけれども、区内の児童センター25館ありますので、今ある児童センターの在り方やニーズについて、今年度は確認するところから手をつけているところでございます。

資料をご覧ください。

ご覧のとおり、アンケート調査を行っておりまして、地域の乳幼児親子から高校生世代までにアンケート調査を行っております。

実施期間は令和4年1月中で、今も引き続き検証を行っているところでございます。

回答数につきましてはご覧のとおりで、乳幼児親子からは470件、児童・生徒からは2,044件の回答をいただいているところでございます。

アンケートの結果なのですけれども、居場所についてというところで、細かい説明もあるのですが、まず、認知度について確認いたしました。

乳幼児親子の方につきましては、「児童センターを知っていますか」というところで、98.1%の方が「知っている」、児童・生徒については、78.5%が「知っている」と回答されています。

その「知っている」とお答えになった方で、「よく行く」、「たまに行く」と、「利用している」と回答された方が、乳幼児親子で70.5%、児童・生徒で25.7%という結果が出ております。

これを見まして、乳幼児親子の方々が、児童センターだけではないと思うのですけれども、居場所を必要とされている、かなりニーズが高いという認識を持ったところでございます。

児童・生徒につきましては、知っているけれども、4分の1しか使っていないというところで、これはなぜなのだろうというところで、今後、検討していく必要があるということを確認して取り組んでおります。

おめくりいただきまして、裏の2ページ目になります。こちらの2ページ目以降につきましては、上に示しているのですけれども、今現在、児童センターを週2回以上、月に1回から4回程度使っている方を「利用者」と位置づけまして、それ以下の方、知らない方は「未利用者」ということで属性を分けて質問しております。

乳幼児親子の方々に、児童センター以外で、「どこか居場所があるのですか」、「どこに行っていますか」という質問をいたしました。

結果としては、ご覧のとおり、こども冒険ひろばや、子育て交流サロン（すきっぷひろば）は区で委託しているのですけれども、地域の方がやってくださっている交流広場があるのですが、1割程度の方がどちらかにいらっしゃっているという結果になっております。

その下に、児童・生徒で、「放課後過ごしている場所はどこですか」というところに関して、「自宅にいます」というお答えが一番多く見られていまして、「児童センターに行っています」という方が4割という結果となっております。

右側のページを見ていただきまして、今後の検討のために、行動範囲について確認したくて設問をしております。

乳幼児親子の方々に、「交通手段はどのように移動していますか」ということを設問で聞いているのですけれども、「徒歩」と答えていらっしゃる方が半数以上で、「自転車」という方が2番目に多い結果になっています。

利用されている方は、「徒歩」で75%、未利用の方については、「徒歩」と「自転車」がおおむね半分ぐらいということになっています。

その下を見ていただいて、今度はどのぐらいの距離なら行くのかなというところで、「どのぐらいの時間をかけて移動していますか」ということを聞いております。

児童センターを利用している方等にご質問しているのですけれども、一番多いのが「5分から15分未満」というところでほとんどを占めております。未利用の方についても、よく行く施設には「15分以内」という方で、乳幼児親子に関しては、大体15分以内の場所にどこかがあるということがベストな環境ということだなという認識を持ったところでございます。

その下に、前は「今、よく行くところは」という設問だったのですけれども、目的があれば移動します、魅力があればここまで行きますというのはどのぐらいですかという思いを込めまして質問しましたところ、「15分未満」というところはもちろん多いのですけれども、「30分未満」であれば、魅力があれば行きますというお答えをいただいたところでございます。

3ページを見ていただきまして、今度は、児童センターについて伺っております。

児童センターについて、児童・生徒に、「児童センターに行くときの交通手段は」という質問をしております。「徒歩」が6割、「自転車」が3割ということで、大体自転車の範囲内というところを認識したところです。

また、移動時間についても聞いているのですけれども、「5分未満」、「15分未満」がほとんどで、どちらも4割程度というところで確認しています。

乳幼児親子と同じように、許容できる時間、何か行きたいところがどこまでいきますかという設問をしているのですけれども、「15分未満」が一番多いのですが、「30分未満」が2割ほど出ています。

こちらについては、児童・生徒ですと、小学生から高校生まで全部聞いておりますので、これは今後、クロス集計をして、年代によって移動距離、移動時間は違うのではないかとというところで、今後の検証をその先に進めたところでございます。

次の設問が、児童センターの開館時間について、「短いですか」、「今のままでいいですか」と、もう少し細かく聞いているのですけれども、聞いたところ、「今のままでいい」というところが七、八割。乳幼児親子も児童・生徒についても、ここでは「今のままでいい」というお答えがかなりの多数を占めておりました。

次の設問、右側のページに行くのですけれども、今、児童センターを利用している方々に、「どういう目的で行っていますか」ということを聞いております。

そちらの結果として、上が乳幼児親子の回答なのですけれども、「遊戯室・遊具等の設備を利用するため」という方が8割、2番目の設問が、「親子のひろばを含め親子で参加できるプログラムに参加するため」が7割、3番目が「他の来館者と交流するため」が6割となっております。

この2番目の親子のひろばは、職員が事業として招集して、同じような月齢のお子さんがある親子を集めるのですけれども、事業の目的は、職員との会話もあるのですけれども、職員がファシリテーター

となって、横のつながりを深めていただく。直接自分たちで交流するということが、直接がなかなか難しい方も多くいらっしゃると思うので、職員が仲介となった仲間づくり、同じような子育てをしている方との仲間づくりということで、そこを楽しみにいらっしゃる方が多いので、2番目、3番目というのは、ニーズとしては大変大きい。同じ親子同士のつながりを求められているという解釈をしているところでございます。

次に、4割ある「子育てに関する情報を得るため」というところがあるのですけれども、資料を置いたり、職員も対応するのですが、児童センターにはネウボラ相談員もおりますので、相談もできるというところで、こちらについても、期待されているというところを今後の方向性の参考にさせていただきます。

次に、児童・生徒にも同様の質問をしているのですけれども、「友達と遊ぶため」というのが85%、「遊戯室やスタジオ、遊具などの設備を利用するため」が58%となっております。

この中で、4番目の「イベントに参加するため」というところが少なくなっているのですけれども、コロナ禍での質問なので、あまりイベントがなかったということが影響しているのかなというところと、もしかしたら、職員の思いとしては、楽しませようというところで、通常、かなりイベントを企画しているのですけれども、そこが利用者とかみ合っているのかどうかという検証が必要ではないかというところで、今、その検討もしているところです。

真ん中辺に、「児童センターの職員に会うため」というところが12.6%と1割程度なのです。この辺りについては、地域の児童センターの職員は、親でもない、先生でもない大人ですので、ここについては斜めの関係の大人との関わりということでとても大事なので、職員がスキルを上げて、子どもたちが一番ではないのですけれども、そういう斜めの関係の大人との付き合いを伸ばしていくためのスキルの向上が必要ではないかという認識をしているところでございます。

一番最後のページをご覧ください。

左のページにつきましては、利用している方の満足度について聞いているのですけれども、利用している方なので、そういう結果かなとは思っているのですけれども、6割の方が「満足している」、「どちらかといえば満足している」という方が3割という形で出ています。

一番大事な児童センターは知っているけれども利用しませんという方についての設問の回答がその下になります。

乳幼児親子の方については、「利用したい時間が合わないから」というところで、児童・生徒についても、「利用したい時間が合わないから」というところで上位なのです。先ほど、開館時間の見直しについては、「今のままでいい」というところがあったのですけれども、時間が合わないという結果が出ているので、こちらについては、今、クロス集計等をしながら、時間が合わないと言っている人がどの辺りにいるのかということと、それに対してどうしていくのかということと、今後、検討を進める必要があるという認識で検討を進めております。

乳幼児親子の中では、コロナのこともあるのですけれども、この設問だけではなくて、記述でも大きく書かれていたのが、階段、段差。児童センターは保育園の上にあります、エレベーターがございませんので、子どもを連れて登っていくのが大変で行きにくいというご意見をいただいております。

今現在は、下でインターホンを押していただくと、職員が荷物やご兄弟などを連れてくる場合にお手伝いをするのですけれども、やはり慣れていないと、なかなか声をかけるということが難しいのだろうというところを強く認識したところでございます。

児童・生徒で、「利用したい設備がないから」というお答えもいただいております。

最後の設問なのですけれども、「利用してみたい設備がないから」という方が多いので、「利用してみたいものは何ですか」ということを聞いております。

乳幼児親子、児童・生徒におきましても、どちらも「運動遊び・スポーツ」というのが一番を占めておりまして、ご覧のとおりの結果となっております。

乳幼児親子については、交流を目指す方が一番多いのですけれども、何か体を動かすことや図画など、この辺りの事業がいいのかなという感じなのですけれども、児童・生徒の中では、上から4番目に「自分たちでやりたいことを考えて実現させる事業」というものがあるのですけれども、これはどんなものかなというところを考えていかなければいけないのかなと考えております。

「運動遊び・スポーツ」については、記述の中で、割とドッジボールやバスケットボールなど、なかなか場所が自由に見つけれられないものや、スケートボード、ビリヤード、トランポリン、卓球など、そのような意見をいただいております。

中高生に多かったのが、学習スペースが欲しいというご意見もいただいているので、細かい集計や検証については、今現在、行っておりまして、本日ご報告できるのは、どういう方向で検証しているかという入り口のところをお話しさせていただいているのですけれども、今、詳しい検証をしております、検証結果については、早い段階でご報告したいと考えているところでございますので、また別の機会にご報告したいと思っております。

また、18歳以上の居場所についての検討も併せて行っているのです、それについても別の形でと考えております。

本日のご報告は、ここまでとさせていただきます。

### ○染谷子ども家庭支援センター長

それでは、引き続きまして、ヤングケアラー支援について、ご説明をいたします。

「ヤングケアラーとは」と記載のございます、A4、3枚の資料をお手元にご用意ください。

まず、ヤングケアラーの定義でございます。

厚生労働省が示す10の例示のとおり、本来、大人が担うことが想定される家事や家族の世話などを日常的に行う子どものことを言います。

令和2年度、令和3年度に実施されました厚生労働省の調査では、下段の黄色囲みの部分にありますとおり、クラスの約1人から2人がヤングケアラーに該当するという結果になっておりまして、中学2年生が5.7%、小学校6年生では6.5%、およそ15人に1人の児童・生徒が、「世話をしている家族がいる」と回答している状況にあります。

なお、ヤングケアラーであること自体が、イコール悪いことではないという認識でありまして、そのケアの責任や負担の重さにより、日常の生活に影響・支障が出てしまう、その子どもの権利が侵害されてしまうということが問題であり、そこに行政をはじめ、周囲のサポート・支援が必要となってくると考えているところでございます。

次に、1ページ目の右側をご覧ください。令和4年度における区の実践でございます。

今年度、こちらの「01」と書かせていただいている、実態把握のためのアンケート調査をはじめ、職員・関係機関向けの研修、それから、支援体制構築に向けた庁内連絡会、こちらの3つを柱に取り組みでまいりました。順次、説明をさせていただきます。

まず、アンケート調査でございます。

学校関係者や、研修に参加した関係職員に対して、ヤングケアラーに対する意識と実態について調査し、今後のヤングケアラーへの支援体制整備の基礎とするために実施いたしました。

調査の概要でございます。

まず、(1)「学校関係者向けアンケート調査」です。

調査対象は、区立小・中学校、義務教育学校の教職員等1,195人。

調査時期は、令和4年6月15日から7月19日までで、学校を通じて配付・回収いたしました。

ここから、アンケートの項目のうち、主なものについてご説明をいたします。

まず、「『ヤングケアラー』の認知度」でございます。

下のほうにグラフでお示ししておりますけれども、特徴的なところは、グラフの3段目、「教諭（講師含む）」で、真ん中のグレーの部分が49.1%、それから、その右隣が24.2%の合計となります。7割以上が、「ヤングケアラーという言葉自体を認知している」と回答をしている一方、黒塗りの部分、10.2%が「聞いたことがない」、それから、その横の14.8%が、「聞いたことはあるが、具体的な内容は知らない」と回答しており、さらなる周知啓発が必要と考えられます。

また、日頃から子どもたちと接する時間が長い教諭や養護教諭は、「言葉は知っているが、特別な対応をしていない」という割合が、それぞれ49.1%と、その下になりますけれども、51.2%、約5割となっております。ヤングケアラーへの関わり方や必要な支援のつなぎ方に対して課題を抱えているということが、こちらから推察されます。

次に、下段の「現在関わっている子どもについて」でございます。

「今年度担任をしているクラスにヤングケアラーと思われる子どもがいるか」という問いに対して、担任を持つ教諭のうち、922人から回答を得まして、その中で「いる」と回答した割合が6.2%でした。教員の目から見て、一定割合、ヤングケアラーと思われる児童・生徒がいるという状況が、こちらで確認いただけるかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、「印象に残っているヤングケアラーと思われる子どもについて」です。

ヤングケアラーと思われる子どもと関わったことがある教職員に、そのケアの概要について聞いたところ、特徴的なところだと、1人親世帯、母子では、母親をケアする割合が約6割と高く、比較して、両親の世帯が兄弟の割合が約7割、69.8%となっております。

右側のグラフ、ケアの内容といたしましては、兄弟の面倒を見ている子どもは、各学年とも5割ぐらゐを占めておりまして、家事を行っている子どもにつきましては、学年が上がるにつれて割合が高くなっているという傾向がございます。

次に、ページの左側の下段、「ヤングケアラーの学校生活への影響」でございます。こちらは、アンケートの自由記述から抜粋したのになりますけれども、「遅刻・欠席」などの登校状況では、「下のきょうだいの面倒を見るために学校を欠席していた」ですとか、「身だしなみ」の部分につきましては、「服装が同じ」、「サイズが小さくなった服を着ている」。「学習面」では、「授業中に居眠りをして」などの影響のほか、精神面や食事等の栄養面についても影響が出ているという状況が、こちらからうかがえます。

一方で、学校生活に支障なく家族のケアをしている子どももいるということもあって、そういった子につきましては、少しの環境の変化で、一歩間違えると、何らかの生活への影響、支障が出るということがアンケートの中から分かりましたので、一部、そこで周囲の気づきがなかなか難しいところに課題があるというのも、今回のアンケートの中で確認させていただいたところでございます。

次に、ページの右側に参りまして、「教職員としてできること」。こちらも自由記述の抜粋でございますけれども、全てについての説明は省略させていただきます。「本人・保護者へのサポート」、「関係機関との連携」、校内での情報共有や話しやすい環境づくりなど、学校としてもヤングケアラーを支援するための意識を持ち、その立場から積極的に支援をしていくという意見が見られました。

「声をかける。話を聞いてあげる。いつでも相談に乗ることを伝える」といった、まずは傾聴する姿勢や、ストレスなど、たまっているものを吐き出させる場を提供するといった意見が見られました。

また、「休み時間や放課後に補習を行う。宿題や各教科の課題のサポートをする」といった、学校という立場から実施できる支援方法に関する意見の記載がございました。

一方で、「教職員としてできること」の欄の一番下になりますけれども、「学校での対応の限界」ということで、「学校が家庭に介入するには限界があり、すべきではない」といった意見や、「教員のサポートではなく、福祉分野でサポートできる体制をつくるべき」といった意見もあり、組織間の連携の必要性がここから確認できるかと思えます。

学校向けアンケートの結果につきましては、以上でございます。

次に、(2)の「関係機関向けアンケート調査」です。

こちらの調査対象は、区職員のうち、子ども分野や福祉分野に携わる職員、そのほか、民生委員の皆様、在宅介護支援センターなどの介護分野で勤務する方、障害の事業所で勤務される方など、345名を対象に調査いたしました。

調査時期、調査方法については、記載のとおりとなります。

「『ヤングケアラー』の認知度」でございますけれども、「ヤングケアラーという言葉を知っている」と回答した方は、全体の7割以上となり、認知度は高い結果となっておりますけれども、その中で、「意識して対応している」と答えた方は、全体の約2割にとどまっており、言葉の認知度とともに、やはりこちらでも具体的な支援内容について、今後、周知啓発が必要であるということがうかがえます。

次に、「今まで関わった家庭の中のヤングケアラー」に関する質問について、今まで関わった家庭の中のヤングケアラーに関する質問については、「ヤングケアラーと思われる子どもがいたか」ということに対して、「いる」と回答した人が46.1%、「いない」が41.2%、「分からない」が12.2%という回答になっておりまして、「いる」の割合が最も高い結果となっております。

1枚おめくりいただきまして、「支援を行う上での課題」でございます。

普及啓発、連携を含めた支援体制、介入、支援方法について、複数意見がございました。

特に、ヤングケアラー支援における特徴的なことといたしましては、「介入の難しさ」に記載しておりますとおり、「お手伝いとこの区別が難しく、どのくらいの段階で連携が必要か分からない」、「子どもが家庭のためと思い、重荷に感じていない」、「障害や介護などはケアをされるほうにスポットが当てられがちになってしまう」、「家庭の問題と言われ、介入を拒まれる」といった意見は、実際に元ヤングケアラーの方のお話を聞く中でも、よくあるケースと伺っておりまして、今後、具体的な支援を行っていく上で大事な視点であると考えております。

以上のアンケートの結果から、ページの下段、やや上のところ、黄色で囲んだ枠のところに記載をさせていただきます。認知・連携・支援の観点から課題の抽出と対応策の検討を進めていくことが必要であると認識しているところでございます。

この視点から、どういった支援が必要になってくるかについて、後ほどご説明をさせていただきますけれども、アンケートに併せて、ページの左側の下段でございますが、「職員・関係機関向け研修会」



と書かせていただいているところとおおり、研修会を計14回、363名を対象に実施いたしました。

「ヤングケアラーについて知る～周りの大人が気づくために～」というテーマで、一般社団法人日本ケアラー連盟、それから、元ヤングケアラーの弁護士の方、一般社団法人ヤングケアラー協会の方に講師をお願いいたしまして、ヤングケアラーに関する知識を身につけるための研修を実施してまいりました。

併せて、右ページの右側に参りますけれども、「03庁内連絡会議の開催」ということで、アンケート調査の結果等に基づき、支援策や、庁内における支援体制の整備に向けた検討を行うため、子ども、教育、福祉、保健の関係各分野の部課長による庁内連絡会を開催し、具体的支援策の方向性について議論をしてまいりました。

最後に、大項目03「認知・連携・支援の視点からの気づき」でございます。

アンケート調査、それから、庁内連絡会議において、実態調査から得た、今後の支援の方向性について検討し、以下の支援の方向性をまとめているところでございます。

1番、「認知：ヤングケアラーに気づくこと」については、周囲・子どもや家族と接点のある、あらゆる部署や機関の気づき、発見が重要という認識の下、リーフレット配布等による啓発や、引き続き、学校・関係機関向けの研修を行い、ヤングケアラーの認知度を上げていくことが必要という結論に至っております。

次に、2番の「連携：支援につなぐ体制整備について」は、ヤングケアラーを発見したり、ヤングケアラーから相談を受けた場合の対応体制を構築していくことが重要という認識の中で、関係機関連携のための会議体を設定しておくということ、それから、ヤングケアラー支援における支援体制や、ケース情報の共有を行える仕組みをつくるのが大事ということです。

それから、また、関係機関や他機関へのつながりができるコーディネーターの配置を検討していく必要があるのかなと感じているところでございます。

また、対応事例等を掲載したマニュアルを作成するといった対応から、連携の体制整備が図れるのではないかと、今、考えているところでございます。

最後になります。3の「支援：ヤングケアラーと家族への支援」でございます。

ヤングケアラー本人が、1人で問題や悩みを抱え込まないようにすること、本人が相談したいと思ったときに相談できる状態をつくるのが重要であると認識し、ヤングケアラー同士が悩みを共有し、分かり合えるような場の提供など、相談しやすい環境づくりが必要ということ。こちらについては、SNSなどの活用も有効であると考えております。

また、不安や負担を抱える家庭の居宅へ支援員が訪問し、家事援助等の直接的な支援を行うといった方法についても検討していく必要があるのではないかと認識しているところでございます。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

皆様にお諮りしたいのですが、午後から本会議が予定されております。この時間で一旦休憩を入れさせていただきます。本会議後に、またお集まりいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○新妻委員長

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時40分休憩

○午後1時19分再開

**○新妻委員長**

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

午前中、理事者の方にご説明いただきましたので、委員の皆様からご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

**○安藤委員**

まず、子ども・若者支援ですけれども、こちらは品川区子ども・若者計画のパブリックコメントは終わったと思うのですが、人数と件数、あと、主な意見などについて伺いたいと思っております。

それと、「児童センターの在り方に関する調査報告」ですが、最初の説明に、「区内の子育て事業を運営する団体の」と書いているのですが、これはどういうところに、幾つの団体に、どういう形で意見を把握、分析したのか伺いたいと思っております。

それと、ヤングケアラーなのですけれども、こちらにアンケートの結果があるのですが、子どもの権利条約に、児童に影響を及ぼす全ての事柄については、意見表明する権利を確保しようということもありますので、子ども自身の声を聞いてもよかったのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○廣田子ども育成課長**

パブリックコメントに関しましては、今、大体76件だったかと思うのですけれども、現在集約中で、後日、パブリックコメントの結果については、この委員会で報告させていただきます。皆様、大変文章が長くて読み込めていないので、今日は、まだ発言は少し控えさせていただきます。また後日、きちんと機会を設けますので、お願いいたします。

子育て事業を運営する団体に協力をいただいて、別途、3月にヒアリングをさせていただきまして、その団体と関連の方々を集めてお話を聞いたことを集約していますけれども、それについても、児童センターの在り方のところで、またお話しするのですが、主な団体は、「冒険ひろば」で外遊び事業をやっているNPO法人そとぼーよや、旧東海道の辺りで活動されている方に、個別に3回ぐらいに分けてお話を聞いたりしております。

また、アンケートを取るに当たって、地域の方がやっていらっしゃる場所にQRコードをお渡しして、そこで意見をまとめるアンケートに答えていただくためのご協力もさせていただいて、定期的に団体と児童センターの職員が懇談会を開いたりしておりますので、その中で意見交換しながら進めた次第です。

**○染谷子ども家庭支援センター長**

ヤングケアラーのお子さんの声というところでございますけれども、今年度におきましては、まずは、日頃からお子さんと接する機会の多い教員や福祉、子どもの現場の職員の認知度向上と意識啓発という部分で、アンケート、講習を実施してまいりました。

来年度におきましては、改めて予算の部分についてはご審議をいただければとは思っているのですけれども、実際に小学校の中学年から高校生の意識調査のようなものが実施できればと考えているところでございます。

**○安藤委員**

児童センターのほうは分かりました。

今回の資料は、中間報告的な位置づけなのかなと思うのです。今の時点での考えでいいのですけれど

も、資料の1枚目の2つの赤字、「子ども・若者の居場所を重視する方向へ」という方向性と、あとの「子ども・若者の活動拠点の整備へ」という方向性は出ていると思うのです。これを、児童センターの在り方において、どのように具体化するお考えなのか。今、もし話せるところがありましたら、ぜひ伺ってみたいと思います。

それで、ヤングケアラーは、来年度、当事者のお子さんの声を聞くということは、ぜひやっていただきたいなと思います。やはりヤングケアラーの支援策を考える上で大事な点が幾つかあるかなと思うのですが、まず、子どもと若者が、実際に相談できる、相談しようと思える環境をどうつくるかという部分だと思います。

それをつくるには、本人が、困難に置かれているな、もっと言えば、権利が侵害されているなという自覚がないと、なかなか相談しようとならないと思うのです。

カラーの資料の一番上の左下にも若者の権利のことが書かれています。埼玉県に視察に行きましたけれども、ケアラー支援条例の大事な点というのは、やはりケアを子どもの権利保障と位置づけていることだったと思います。実際に埼玉県では、ケアラー支援を進める連携の中心所管は、教育局市町村支援部の人権教育課だったというところにも、明確に表れているのではないかなと思います。

そういった意味では、まず、相談しやすいベースとして、子どもの権利条約を含めた子どもの権利について、子どもや若者の当事者に正面からしっかりと伝えるといいですか、そういう必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうかということが1つ。

もう一つは、子ども・若者にとってアクセスしやすい相談先にする必要があるということで、LINEやチャットでも相談できるようにすることが必要だと思います。いかがでしょうか。

#### ○廣田子ども育成課長

拠点の考え方なのですが、先日の子ども・若者計画の素案のところでもお話しさせていただいたのですが、多くの方の意見を聞きまして、子ども・若者の活動拠点の整備が必要だということには全体でたどりつきまして、その検討部会の中で、こういう機能があったのではないかと、いろいろな意見をいただいております。これから計画が確定していくと思うのですが、具体的にどのような機能があったらいいかというところは、来年度も引き続き具体化していくところで検討を考えています。

児童センターの将来に向けてどうあるべきかということは、このニーズを考えて、検証しなければいけないところが、今日、何個かあったと思うのですが、その中で児童センターをどうするかというだけではなくて、ニーズがあるので、そのニーズの中で、若者の拠点をこうしていくということと、この調査の中のニーズでオーバーラップするところがあれば、児童センターのところに機能を盛り込むということもあると思うのです。場合によっては、児童センター以外のところに拠点をつくる、若者の拠点をつくるということもあろうかと思ったり、中に盛り込むということもあろうかと思うのですが、今は考え方の整理をしている段階で、引き続き具体的ところを考えていくという段階、次のステップに行こうとしているところで、今、具体的にお示しすることはできないのですが、継続的に考えていくという方向性でございます。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラーの相談できる環境づくりの部分でございますけれども、まず、お子さんへの子どもの権利条約等の啓発につきましては、今回のアンケートの結果からも分かる通り、子ども自身が家族のためと思って、あまり重荷に感じていないとか、あと、家族の問題なので介入してほしくないといった

声がある中で、実際にヤングケアラーであること自体が悪いことではないということも含めて、啓発のためのリーフレット等を作成したり、あと、厚生労働省で作成しているムービーなどもございますので、そういったものを積極的に活用しながら、実施していければと思います。

それから、相談しやすい体制づくりという中で、SNS等の活用につきましては、もう既に、今回、研修会に講師として入っていただいた方たちとご相談させていただく中でも、ある意味、気軽に相談ができるようなオンラインでのSNSの活用は必要だという認識で話をさせていただいているところでございますので、その点につきましても、積極的に進めてまいりたいと考えております。

#### ○安藤委員

分かりました。

児童センターなのですけれども、全体の中で考える必要はないと思うのですが、具体的に在り方というのは、どういうスケジュールで、いつぐらいにこういう計画をつくってみたいスケジュール感を改めて伺いたいと思います。

あと、ヤングケアラーは、子ども・若者支援の中の文脈ということなので、おっしゃるとおりだとは思いますが、子ども家庭支援センター長のおっしゃるとおりだと思えるのですけれども、ヤングケアラー自体があることは、もちろん悪いことではない。それはそうだと思います。ただ、結果的に、それで子どもに必要な育ちの権利や学習の権利が侵害されてしまっていたら、それはいけないということだと思いますので、そういった意味では、自分がどういう権利を持っているかということ、子ども、そして、子どもを支える周りの大人も十分に理解していないと、そのようにならないと思うのです。

ですから、私は、やはり子どもの権利条約は、しっかりとヤングケアラー支援という意味からも、強化していく必要があると思うのです。そういった点で、少しお話しさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ヤングケアラーについては、もう二つ提案させていただきたいのです。

相談を受けた後、支援につながるということが大事だと思うのですけれども、カウンセラーはカウンセラーで心理面の支援ということがあるのですけれども、やはり様々な福祉分野との連携で、スクールソーシャルワーカーの学校への配置は重要なと思っているのです。このスクールソーシャルワーカーの配置について、強化していく必要があると思うのですが、いかがでしょうかということが1つ。

それと、実際、つなげようとしても、支援がなくては実際の問題は解決できないと思うのです。ヤングケアラーのお子さんの支援は、結構具体的だったりすると思うのです。本来ならば、家族のケアというのは、家庭内の責任や自己責任として、子どもが追い詰められているような状況があるとすれば、それは改めなくてはいけないし、子どもたちのケアの責任を軽減できる支援、医療や介護、福祉、行政全体の拡充が必要だと思うのですけれども、所管として、そういう全体の問題について、どのような拡充が必要と考えていらっしゃるかを伺って終わりにします。

#### ○廣田子ども育成課長

児童センターの検討のスケジュールなのですけれども、先ほど来、お話ししているとおり、今、検証を行ってござりまして、年度内には委員会の中で方向性をご報告させていただこうと考えております。在り方には、改築やハード面もござりますし、あとは、運営の内容や、運営体制など、事業の内容のソフト面もあろうかと思います。今、どういう方向性に向かっていくかというところを整理しているので、それを年度内にはご報告させていただくつもりでおります。

その後、次に向かってどう行くかということについても、その際にお話しできたらと思っております。

### ○染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラーのお子さんからの相談を受けた際に、そこから支援につないでいくに当たり、スクールソーシャルワーカーの配置の部分のお話がありましたけれども、そちらの部分につきましては、今回、こちらの事業としては、まず、先ほどお話を差し上げましたとおり、コーディネーターの配置という形で、1つ、つなぎ役の配置を考えてございます。こちらと教育部局との連携の中で、きちんと相談に支援がつながるような形の体制をとっていければと、今、研究の中で考えているところでございます。

それから、他の機関といいますか、部局、所管との連携というところにつきましては、国のほうから、他機関、多職種連携の重要性がマニュアルとして示されているところでございます。それを受ける形で、今年度、庁内連絡会議ということで、関係する所管が集まりまして、それぞれの分野で、ヤングケアラーのご本人に対する直接的支援以外にも支援の方法はあるかと思っておりますので、そういった部分について話し合いを進めておりまして、今後も引き続き、どういった形が有効な支援につながるかについては、検討を進めてまいりたいと考えております。

### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

### ○江野下委員

質問というか、お願いというか、私は議員になる前に、他区なのですけれども、NPO法人にご縁があって、地域の活動やお祭りで、そういった話をしてほしいということで講演に伺ったことがあるのですけれども、やはり子どもの居場所がないので、そこを居場所になっている。先ほども、アンケートで、「利用したい時間が合わない」。例えば、ヤングケアラーもそうですけれども、親がいない間、日中は家にいやすいけれども、6時以降、親が帰ってくると、家にいるのは嫌だ、どこかに出たい、もしかすると日曜・祝日のほうが、子どもたちはそういう場を求めているのかもしれないので、もう少し声を聞いていただく。

あと、「利用したい設備がない」。これも、何かなというお話がありましたけれども、その施設へ伺ったときに、20人ぐらいいたのかな。先ほどは18歳以上からの居場所でしたけれども、高校生から大学生、成人しても働いていない方や、就職を探している方もいらっしゃいましたけれども、その中には、多分ヤングケアラーの方もいらっしゃったと思います。

ちょうどそこには、今、アンケートの中に、自宅にいる時間が長いのもありましたけれども、オンラインゲームなどがあるから、その施設では、eスポーツをするのに、そこに集まって、みんなでやって、例えば、大会に出ようといったことに向けて活動していたので、何かいろいろなアイデアを取り入れていただいて、そういった居場所をつくっていただけるといいなと思っております。

### ○新妻委員長

ご答弁いただきますか。

### ○江野下委員

大丈夫です。

### ○新妻委員長

要望だけでよろしいですか。

### ○江野下委員

はい。

### ○新妻委員長

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○田中委員

まず、子ども・若者支援のところで、特に若者の居場所に関しては、これまでないというか、少ないというか、もう少し若者が過ごしやすい場所があればいいなということを思っていたので、今、検討中で、年内には報告があるということで確認ができたので、よかったなと思っています。

若者の拠点について、児童センターには限らない、児童センターにするか、そうではないかということも、今、検討中ということだったのですけれども、1つ、要望というか、児童センターの機能が、乳児親子だったり、子ども向けだったり、結構ぱんぱんかなと思っていて、ここに、また若者となると、そこから出てしまう子どもの存在もあるのかなと思って、なるべく児童センターの役割などを整理したほうがいいのかと思っています。若者は若者での拠点というか、そういう場所があったらいいなと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

あと、児童センターの利用について、たしか、近くに児童センターがないといった意見もあったと思うのです。私の住んでいる地域が、子どもから児童センターに行きにくい地域で、児童センターは赤ちゃんが行くところと思ってしまっている子どもたちがいることも確かなのです。なので、児童センターが今よりも増えてくれたらいい。例えば、小山台のほうにもそういった声はありましたし、そういう場所が増えたらいいなと思っています。

あと、児童センターの利用者の中で、児童の声として、「児童センターの職員に会うため」という声が12.6%あったのですけれども、コロナ禍で、本当に職員に会いたいけれども、会いに行けない子どもたちの存在があって、児童センターは、最初のうちは、限られた子どもしか行けなかったではないですか。少し時間がたってから、少し大きな子どもたちも行けるようになったときには、もう会いたかった職員がいなくなってしまうということもあって、もう自分たちの居場所がなくなってしまったと思っている子どもの存在もあるのです。

なので、今後、職員に会いたいという子どもたちの思いがかなうような、例えば、オンラインを使って職員と話せるような仕組みなどもつくっていただきたいなど、少し今回の報告とはずれてしまうかもしれないのですけれども、そういった要望も合わせてさせていただきたいと思います。

そして、ヤングケアラーについてです。ヤングケアラーについては、いろいろな所管が関わる問題だと思っています。やはり早急に取り組んでいただきたいなと思っています。

今、庁内で、ケアラー支援条例の必要性については、どのようにされているのかなというところを確認したいのと、ヤングケアラーの認知度の中で、言葉は知っているけれども、特別な対応はしていないというのがとても気になってしまって、そういう子どもが見えていたときに、どこにつないだらいいかということをお悩んでいる方もいるのかなと思うのです。今、そういう子が見えたときの対応は、どのようにお知らせしているのかという部分を確認させてください。

また、リーフレット配布等による啓発があるのですけれども、今、たしかヤングケアラーのポスターが児童センターに掲示されていて、学校や保育園などの状況はどうなのかなという確認と、リーフレットは、例えば、低学年用だったら、仮名を振るとか、読みやすくということがあると思うのですけれども、どういったことが検討されているのかという部分を確認させてください。

#### ○廣田子ども育成課長

私の説明の仕方がよくなかったのかもしれないのですけれども、アンケートをして終わりではなくて、今度報告するのは、その役割の整理をして、どうしていくか。事業をどうするか、いただいたご意見の

ように「時間が合わない」と言っていることをどうしていくかというところを整理しているので、それをどういう方向性にしていこうと考えているというところを、今後、整理したものをご報告させていただくので、しばしそれを待っていただきたいというのが1つです。

先ほど、児童センターの中に限らないというお話をしたのは、18歳以上と18歳までを分けて言うということではなくて、1ページ目の検討部会で言われているのは、若者は若者というのではなくて、地域の人が集まれるような拠点で、若者がいられるという仕組みを具体的にどうしたらいいかという検討をすると、児童センターの中にゼロ歳から18歳までということではなくて、別に中・高生以上でも、切るわけではないと思うのです。地域の人と交わったり、若者だけでいられるようなところがあったほうがいいのではないかとこのときに、必ずしも児童センターの中に詰め込むということではなくて、別の選択肢もあると思うので、今、この段階で、どこに何をしますということではなくて、それをいかに品川区の中でつくっていくかというところを検討しているので、また、その方向性が決まり次第、随時ご報告していくということなので、そういうご理解をしていただければと。少し説明が分かりにくかったようで、申し訳ございません。

### ○染谷子ども家庭支援センター長

3点ご質問いただいた中で、まず、ケアラー支援条例の必要性の部分につきましては、今後、支援体制を構築していく中で、マニュアル等を作成するといった動きの中で、必要性については検討させていただきたいと思っております。

それから、言葉を知っていてもどこに相談をすればという部分につきましては、今、先行している自治体の状況などを見ながら、例えば、要保護児童対策地域協議会を活用している自治体があったり、方法については様々あるかと思えます。いずれにしても、コーディネーターを配置することが1つポイントになってくるかと思えます。そこに話をしてつなぐことによって、それ以外の関係機関とつながりが持てるような体制をつくっていければと考えております。

それから、ポスターの掲示先ですけれども、今、ご案内、ご紹介いただいた児童センターのほかに、保健センター、それから、小学校、中学校、義務教育学校、図書館、高齢の施設で在宅介護支援センターなども含めて、今、ポスターは幅広く掲出をお願いしているところでございます。

リーフレットにつきましては、それぞれの年齢に応じて、きちんと理解ができるような形のものについて、教育委員会とも相談しながら進めさせていただければと思っております。

### ○田中委員

1点、聞き忘れてしまったのですが、ヤングケアラーのところで、先ほど、厚生労働省の動画のお知らせがあったと思うのですが、区のホームページでもリンクを貼っていただけると見やすいかなと思うので、そういう特設ページをつくっていただけたらと思います。

あと、子ども・若者支援について、今後の報告を待ちたいと思います。

そして、1点だけ。先ほど、児童センターの職員に会いたい子どもたちの部分だけ、オンラインでも顔が合わせられるといった仕組みについては、何か一言いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○廣田子ども育成課長

職員との関わりなので、職員は異動もありますが、大きい子は異動先に会いに行ったりという子もいますし、また新しい職員との関係で、オンラインも、今後、どうなるか分からないのですが、できれば1対1の対面の関係を職員は大事にしていきたいと言っているのです、ほかの事業でオ

ンラインを活用するということはあろうかと思うのですけれども、それについては検討の課題とさせていただきます。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○渡部委員

それぞれご説明ありがとうございました。

子ども・若者支援について、アンケートの紹介もいただいたのですけれども、いい答えが出ているなという気が勝手にいたしまして、それはご検討されるのだと思うのです。ただ、取った時期がどうしてもしようがなく、コロナ禍における活動中にとっているから、1番の「居場所について」で、これだけの人が知っているけれども、これだけしか来ていないというのは、これだけしか来られていないという可能性があるので、この辺はそういうことを割り引いて考えてもらったとして、それ以外のところは、ほぼほぼそうなのだろうなという回答なのでしょう。

赤い文字で書いてある、子どもの居場所と活動拠点の整備というのは、本当にそこに持っていけると言ったらおかしいですけれども、そういう答えになるような答えが出たのかなとは感じました。

ただ、子どもの居場所という部分に関しては、先ほどのヤングケアラーとつながるのかもしれないのだけれども、居場所とは場所、箱ではなくて、やはり心のよりどころなところも、子どもはどうしても必要となるわけだから、そういうものをどのようにしていくかという中で、僕はヤングケアラーのことと一緒に話してしまうのですが、これをしてくれ、あれをしてくれではないような気がしています。ヤングケアラーは、一くくりでヤングケアラーになってしまっているから、それぞれ個の事情が全く異なると思うのです。

先ほど来、ご説明でもあるとおりなので、本当は、地域のおせっかいおばちゃん、おせっかいおじちゃんがいるのが一番いいのです。昔からこういうものはありました。ヤングケアラーと言わないで、そういう子が普通に当たり前のようについて、それを地域で支え合っていたというのが、今はそういう時代ではなくなったというところで、この課題が浮き彫りになっていると思うのです。そういうものに気づいてあげて、気にかけて、何に困っているのか相談に乗れるような場所があって、それに対して何かをしてあげる。プッシュ型というか、押しつける支援ではなくて、さりげなく活用できるような体制をつくるのが、品川区としてはいいのかなと思います。

埼玉県で皆様と一緒に勉強させていただきましたけれども、どちらかというともそういう方向で行くほうがいいのかな。

例えば、ご飯をつくらなければいけなくて困っているんだと思ったら、子ども食堂など、今、様々な活動がある中で、そういうところを紹介して、いつでも使えるのだよと一声かけてあげることで大分楽になったり、どちらかというとも、何かいろいろな制度をつくって支援するというよりも、個の相談に乗れるような仕組みと、そこに対する的確な答えが出せるようなものができていることが、一番理にかなっているのかな。言葉で、あれをやりました、これをやりましたと用意しても、多分そんなに使われることはないと思うのです。そのように少し思ったところがありますので、その辺の考え方を聞かせてほしい。

あと、やはり児童センターと一緒に考えてしまうのですけれども、僕もいろいろな場所でいろいろなことを言わせていただきましたが、頭にあるのは、どうしても京都や札幌にある若者総合支援センター的な考えがあって、これは児童センターとは少し違うところもあるのだけれども、機能を合体さ



せればいろいろなことができるということもあるから、児童センターを拡大しろというよりは、むしろそういう若者支援の大きな活動拠点を設けてもらって、そこに児童館機能に乗っけて、昔から言っていますけれども、そういうものがいいのかなと思いますね。

ちょうど、課長がご説明いただきましたけれども、自分がではなくて、子どもたちが集まって、自分たちで何かができる。昔の児童センターは、何かイベントをやるといって、実行委員は子どもを巻き込んで、一緒になって、君らが主役ですよみたいなやり方をやっていたのだけれども、今もそうなのかなと思ったら、今はそういう感じではないのかな。どうなのだろう。分からないのだけれども、そのように自発的にいろいろできるようなものがあると思うのです。

逆に、その中でやりたいことを集めて、実行委員をつくって、では、みんなでやろうぜでもいいのでしようし、すごく明るい未来が見えてくるような気がするのですけれども、演説になってしまったので、感想を聞かせてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラーについてお答えをさせていただきます。

委員がおっしゃるとおりで、まさにそれぞれ事情が異なる中で、相談をしたいとそのお子さんが思うか、思わないかというところ。実際に、過去の事例の中でも、全く相談をしたいという気持ちがない中で入っていったことによって、逆に閉じられてしまったというお話を聞いたりすることもございます。

そういった中で、今、寄り添える支援のところ、ご提案いただいた地域での見守りにつきましても、今回、民生委員・児童委員の方たちに検証させていただいたり、地区民生委員・児童委員協議会にお邪魔させていただいて、ヤングケアラーのことについて研修をさせていただいたりしております。そういった部分で、地域の方たちにも意識を持っていただくというのが、1つ重要な視点かなと思っております。

併せて、今、若い子たちの中だと、先ほど来、お話がありますけれども、SNSの活用についても、特にそこに答えを求めているというわけではなくて、何か気持ちを出したいといったところで、気軽に投稿ができるような相談窓口をSNS上に設置したり、あと、ピアサポート相談サロンみたいなものも、オンラインを活用しながら、なるべく気持ちに寄り添えるような体制をつくっていければと考えております。

#### ○廣田子ども育成課長

いろいろご意見ありがとうございます。

利用率なのですけれども、このアンケートは、児童・生徒、小・中・高と取っていて、先ほど、検証が必要とお話したのが、また今度詳しくと思ったのですけれども、小・中・高で答えているのが、小学生が半分ぐらいで、中学・高校生が25%、25%ぐらいなのです。なので、小学生の利用率は、「知っている」といって来る人は5割で、1・2年生はすまいるスクールを結構使っているので、小学生はかなり来ているのかなというところがあるのですけれども、中・高生ぐらいになって、なかなか来ないというところが、記述でいろいろな意見があって、その記述を整理しているので、大変時間がかかっているのです。

そうすると、乳幼児親子のニーズがあって、小学生のニーズがあって、中・高生以上のニーズがあったところなので、今後、児童センターだけではないですが、居場所をどのようにつくったらいいのかなというところもあったりするので、単純に4人に1人しか来ていないと取っているわけではなくて、クロス集計してみると構造が見えてきているので、それに合わせてどういう在り方があるのかなと

いうのを、今、検討していて、そこを整理しようかなと思っっているところでもあります。

かつて、実行委員会形式でやっていたというのは、バンド活動などもあったのですが、コロナでなかなか事業ができないので、今まで活動してきた子が大人にというか、就職してしまったり、大学生になってしまって、なかなかその活動が継続できないという悩ましいところがあるのです。

今後、どうしていくかというところなのですが、年齢の高い子、小学校の高学年以降、中・高生など、年齢が上がるほど、自分が好きなことをやれる場所が欲しいのだというところがあるので、今まではそれでよかったのですが、今は自分がやりたいことをやる場所が欲しいという意見がすごく多いので、事業を詰め込み過ぎるというのは、事業も必要だけれども、違うのではないかなというところがあります。自発的に、場所があって関わるといふ場所が必要なのではないかなというところで、在り方を検討しているところがあります。

18歳で切るといふのもおかしいかなというのと、地域の人と一緒に活動できる仕掛けというか、環境。やるのは自発的ですが、そのような一部寄り添える場所が必要なというところで、簡単には結果は出ないのですが、今のつくりを少し変えていく、在り方、運営の仕方を変えていくというところ、今、必要かなというところで、この次の段階で、また考え方を示させていただいて、まだ途中段階なので、次々とブラッシュアップしていくという考えでありますので、ご協力いただければと思います。

#### ○渡部委員

ご協力します。

実際、そうですね。コロナ禍でいろいろあって、品川区の児童センターのよさは、乳幼児を連れてくる保護者もそうだし、その小学生が中学生になって、中学生が高校生になって、大学生になって、それがお母さんになって、また帰ってくるというサイクルが、バンドにしても、ダンスにしても、すごく上手にできているのです。それが、やっとならから花開いていくのかなというときに、このコロナ禍でズドンと来てしまったということがあるわけですから、そのようにいろいろやると児童館の職員の方、児童センターの職員の方が、こういうことをやるのでちょっと来て欲しいと言ったら、来てくれる人がいっぱいいるわけだから、それがうまく地域とバランスを取れるようになったら、よそにはないような仕組みができてくるのかなという思いがあります。

今、お話を伺ったら、アンケートの分析もかなり詳細に進められているようですので、何かを動かすときに、子ども・若者計画の中に入れるというわけではないけれども、あなたたちの意見があったから、このようになったのだよという触れ込みもしてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ヤングケアラーのほうは、先ほど申し上げたとおりで、今、ご答弁いただいて、そのとおりなのです。

だから、ここで色々言わないです。すごくいいことを積み上げてやっていったところで、果たしてそれが生きるのかというのは、少し疑問なところがある。そうであれば、その困っていることを聞いてあげられる、気軽に聞ける、気づいてあげられるほうが大事なのです。なかなか聞くというのは難しいのだけれども、話すというのは難しいことだと思うのですが、そういうことができる、具体的に何とは言えないのですが、自分自身もそのように気をつけていきたいなと思いましたので、引き続きよろしく願いします。

#### ○新妻委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○松澤副委員長

児童センターのことだけ1つ言わせてください。

児童センターの在り方で、こういう調査があって、児童センターの機能や中身の話というのは、多分アンケートをやったので、いろいろお話をされるのは確認しました。

それで、渡部委員が言ったように、やはり自主性を伸ばすようなものは私も大事だと思います。私も児童センターでアルバイトをして、その子が、今、品川区の職員になって、児童センターの先生になっているのを見ていると、いい流れができるのは児童センターなのだなと思います。

そこで、在り方というか、運営。今、25施設の中で、直営と委託が半分・半分という感覚ですけれども、委託が増えているというのを少し耳にしているので、委託が増えていってしまうのか、いずれは、品川区で25館全部を運営していく気持ちがあるのか。そこら辺の方向性だけ、少しお聞かせください。

#### ○廣田子ども育成課長

今、児童センターが25館ありまして、13館が13地区あるので、13館が直営で、委託が12館になっているのですけれども、八潮以外は1館に1個、分館がついていて、委託も入っているのですけれども、児童センターの場合は、直営委託ではなくて、館長を置いて、委託館は館長が分館を見ているという形なので、委託の力を借りていますけれども、運営については、事業も全部25館でやったりしていますので、委託があったとしてもばらばらで、民営と直営という形ではないのです。

今後、どうなるかというところがあるのですけれども、実は、職員が、60歳前後が3割ぐらいで、20歳台、30歳前後ぐらいが6割というところなので、そうすると、施設の管理上、少し委託化をするということではなくて、委託の力を少し借りないと運営ができない。若い職員がいると頑張れるのですけれども、やはりライフイベントがいっぱいあるので、産休・育休も大変出てくる中で、安定的な運営ができるような形にしていかなければいけないのですけれども、委託を幾つにするという考え方ではなくて、25館を維持していくために、委託の力を借りていくというのは、今後、今の若い子たちが育っていくまでの間、待つことができないので、少し力を借りるということは、考えていかなければいけない時期には来ているということで、そういうお答えでよろしいでしょうか。

#### ○松澤副委員長

おっしゃるとおり、確かに年齢の幅がぽこっと空いているのですね。実際、僕も若い職員とお話すると、なかなか話がうまく伝わらない、ベテランとうまくやりたいけれどもできない。そういうことも、委託の力でうまく柔軟にできるということで、今、そういう方法をやっているのなら、そのような形でうまくやっていただけたらいいと思っています。

#### ○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○新妻委員長

ご発言がないようですので、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

---

### 3 その他

(1) 所管質問について

#### ○新妻委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についての、子ども未来部所管分を行います。

昨日の委員会において、安藤委員より、本定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、のだて議員の一般質問のうち、「安心して子どもを産み育てられる品川へ、区長が公約した学校給食費無償化と出産費用の無料化の新年度実施を求める」の質問の中から、「株式会社立認可保育園の人件費率について」でございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、文教委員会に関わる項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

安藤委員、この質問の内容でよろしいでしょうか。

#### ○安藤委員

少し言います。

#### ○新妻委員長

それでは、改めまして、安藤委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、質問をお願いいたします。

#### ○安藤委員

委員長からご紹介いただいた、のだて議員の質問なのですが、そこで、株式会社立認可保育園の人件費率が3割台と低いことについて、改善が必要ではないかという質問に対して、人件費率の引上げだけでなく、総合的に支援が必要とのご答弁だったのです。

人件費率を上げるのは、指標の1つというよりは、保育の質の確保に非常に重要な指標だと思うのです。そういう認識はないという立場なのですかということ伺いたかったのです。よろしく願いします。

#### ○新妻委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者より、ご答弁をお願いいたします。

#### ○中元保育支援課長

私からご答弁申し上げます。

区としましては、繰り返しになりますが、質の高い保育を実施するためには、人件費率の引上げだけでなく、園運営の総合的な支援が必要である。今後も幅広い支援をしていくところでございます。

その中で、区としましては、国の公定価格の通知文の中でも、留意事項として人件費の数字が出ておりますが、これはあくまで参考であると書かれております。留意すべきこととして、国のほうでも、職員の人数や経験年数、賃金体系は保育所ごとに異なっていて、通知で示されている人件費と、実際に支払われる人件費の差額のみをもって、単純に給与水準の適否を判断することはできないことと表記されているところがございます。

区としましては、国の方針に沿った考え方で、今後も運営の支援を行っていくという考え方でございます。

#### ○安藤委員

あくまで参考というご紹介がありましたけれども、ぜひ参考にすべきところだと思うのです。

何度か委員会や本会議でも紹介しましたが、人件費率が低いところが30%台というところもありましたけれども、そういうところと、比較的高いところを比べると、職員の平均勤務年数も違いま

すし、給与水準も低いですし、保育士1人が見ている子どもの数も多かったです。

だから、そういう指標を見ると、明らかに人件費率が低い保育園というのは、ひいては、子どもが豊かな保育を受けるには厳しい環境に保育士が置かれるということが現れているわけです。

ですから、私たちは、ここは改善が必要だと思っていますし、そういう認識を持っていただきたいわけですね。そこについてのご答弁がないなと思うのです。

問題はないということなのでしょうか。改善が必要だという問題意識がないということなのか。ぜひ改善するように指導もしていただきたい。指導という言葉なのか、分からないのですが、そういった働きかけもしていただきたいところですが、まず、その認識のところを伺いたいので、もう一度、ご答弁いただきたいなと思います。

#### ○中元保育支援課長

保育従事職員の処遇改善につきましては、国および都の施策、ならびに区独自の施策を組み合わせた支援を既に実施してきております。令和4年度予算ベースで、約34億円の公費を投入しております。

主なもの3点としては、施設型給付費等に係る処遇改善加算であったり、また、保育士等のキャリアアップの補助金でありましたり、また、保育従事職員の宿舍借上支援事業というところで、これが主な3点でございます。

このように、人件費率だけにこだわらず、処遇改善に関する加算として、これまでやってきているところでございます。

また、実際、運営に当たっている現場の肌感覚としまして、実は、人件費率が高いから保育の質が高いという、そこが比例しているかという、なかなか難しい問題がございます。実態とは違うような保護者からのご意見もいただいておりますので、それは適宜、人件費率に関わらず、こちらとしては適切な指導をさせていただいているところでございます。

#### ○安藤委員

それは納得いかないのですけれども、人件費率が高ければ、さらによい保育の質になるのではないかと私は思うのです。それは、今のところ納得いかないところがあります。

もう一つあって、品川区の私立で、株式会社立認可保育園も増えてはいますが、税金で運営費を支援しているのではないですか。その運営費の支援をしている税金の比率が、人件費に使われていなくて、例えば、株式会社ですと、本社グループに行ってしまうという問題もあるのです。

私たち品川区の子どもたちの保育環境向上のために使ってほしいという税金が本社に流れてしまうということだと、それは納税者からしても、えっ、いいのと思うと思うのです。そういった問題もあると思うのです。そういった点からも、私は人件費率というのは、ぜひ区としても保育の質という観点から、注目すべきだと思うのですけれども、その点については、どうでしょうか。

#### ○中元保育支援課長

本部経費の件ですけれども、実際、保育所での補助金に係る事務処理というものがございます。そういう事務処理部分を本部でまとめてやっているところが多いのです。そうしますと、そのような煩雑なものを現場からは外して、そういうものは本部で効率的に処理されているところがございます。そういう処理をするには、やはり事業者のほうでも、一定の人員を確保する必要がございます。ですので、そのための経費が発生し、そこを税金で賄うというのは、必要なことであり、逆に効率的な運営をしてくれていると捉えております。

各園ごとに事務員を置くのではなくて、まとめて本社のほうで処理していただき、それを、また私

ども区であったり、都や国とやり取りをするということは、窓口が1本になりますので、大変効率的な運営に使っていただいていると捉えております。

また、保育の現場は、逆にそうしていただくことで、園長をはじめ、保育士の方が保育に専念できる環境をつくってくださっているところがございますので、そのような理解でおります。

#### ○安藤委員

それにしても、あまりにも低いというところを私たちは問題にしていますので、これは東京都に対して、区を通して、そういう調査表に現れている部分もありますから、今後ともしっかりと私たちも研究をして、質問を重ねていきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○田中委員

難しい問題だなと思いながら聞いていたのですけれども、そもそも国の公定価格が適正かという問題からなので、自治体だけの話にはならないかなということもあるのです。

少し確認したいのが、ご答弁の中で、今、様々、保育士に向けた処遇改善の施策をお話しされていたと思うのです。以前、品川・生活者ネットワークで質問したのは、事業者ではなくて、キャリアアップがきちんと保育士一人ひとりの手に渡っているかどうかの確認をどうやってしているのかという部分を伺っていたと思います。今、その確認をどうされているのかというところを伺いたい。

これを伺いたい理由は、キャリアアップ補助金が事業者にまるっと入ってしまって、そこから保育者の手に届いていない状況もあるのです。その部分をきちんと確認できているかということ。

あと、先ほど、賃金の部分や事務を本社で一括でやっているの、実際の現場の保育園では、事務作業が軽減して、保育の手が確保できているというお話もあったのですけれども、実際に、情報公開請求して書類をチェックをしている側からすると、金額を見たときに、水道代などもゼロ円で計上されていたり、実際に使われているはずのお金が計上されていない報告が上がっていたりするので。

それについて、その保育園に、本来であれば衛生費で必要な部分のお金があるのに計上されていないのですけれども、どういうことですかと聞いたときに、園側もびっくりしていたり、本社のほうに確認をしても、いや、それはちょっと分かりかねますみたいになってしまったりするので。

実際に、その煩雑な状況報告があるという実態もありますし、一概には言えないのですけれども、やはり人件費率が、保育従事者職員人件費割合で見たときに、東京都で報告されている人件費が30%でも、実際には二十何%だったりしたときの事業者は、いろいろと保育の質に関して、保育者のほうから、私たちにご相談が来たりするので。そういった実態もあるので、やはり1つの目安にはなると思うのです。

現場で働いている保育者の方は、本当にとっても子どもたちのことを思って働いてくださっているのですけれども、そういったこともあるということは一言言いたいなと思って報告をさせていただきました。

キャリアアップのところなど、少しお話を伺えればと思います。

#### ○中元保育支援課長

保育士とキャリアアップ補助金の報告でございますが、賃金改善実績報告書というものを毎年出させていただいております。その中の項目に、支給した賃金の総額や、職員1人当たりの賃金月額、また賃金改善に要した費用の総額、1人当たり賃金の改善月額というものがあまして、1例として、たまたまこれは現物なので園名は言えませんが、1人当たり賃金改善、3万3,000円余というものが、実際、

書いてございます。こういうものを出していただいて、毎年、うちの区としても確認をさせていただいております。

また、東京都とのやり取りの中で、財務諸表の公表資料等は、東京都と園でやり取りをされていて、不適切なところがあれば、東京都からも指摘をされているものと私どもは思っております。

あと、こちらのほうは、東京都と区の役割分担というところもありますので、この辺の都の補助金に関する最後の確認のところは、あくまで東京都の指導検査事項と捉えてございます。そうでないと、都区財政調整制度の中で、人件費もそれぞれ分担してやっている中で、いくら区の中にあるからといっても、東京都が所管する仕事に対して、区の人件費を使うというのは、それはまたバランスが悪くなりますので、やはり東京都の補助金の最終的な確認というのは、東京都ですべきものと考えているところでございます。

#### ○田中委員

少し深い話になってしまうので、聞いている方たちはぼかんという感じかもしれないのですが、事業者が財務情報を提出するときには、社会福祉法人以外は、まず、区に提出して、それから東京都ということで、区もきちんと1回目を通してはいるはずなので、そのときにも、空欄が多いとか、ここの部分はというものは、私は区としても事業者に指摘をするべきだと思うし、そういう事業者に対しては、もしかしたらほかの部分でも足りない部分があるかもしれないというように、おやと思うようなところは、少し感度を高く持っていただきたい。

何を目的としているかというのは、やはり子どもたちのための保育が品川区でされるようにということなので、そういうことを強く求めたいと思います。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○渡部委員

今で1点だけ。会社の経営の話があって、例えば、A社が10個営業所を持っていて、そこに経費をばらす会社もあれば、一括する会社もあるわけです。だから、いわゆるフランチャイズ契約であったり、オーナー制度などがあったりして、何割はもらいますよという、それは会社の経営なのです。

だから、必ずしもそういう書式に出ることはない。それは、日本の会社全体として、あくまでもその会社が経営なさっていて、僕は先ほどから気になっているのが、人件費率の話がされているときに、行政は民間の会社の人件費率まで口を出していいのか。そもそも指導をしていいのか。

キャリアアップの助成金はどう使われていますかとか、こういうものはどうしていますかはいいのだけれども、そもそも、あなたの会社が1,000万円の予算の中で、何で人件費は300万円なのかと、そういうことを行政は言っているのか。

#### ○立木保育課長

区でも指導検査をしております、その会社の会計の部分も見させていただいておりますが、お給料の部分に関しましては、会社の就業規則の中で決まることですので、そこに対して区が指導するという権限はございません。

#### ○新妻委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

○新妻委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新妻委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

(3) その他

○新妻委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○廣田子ども育成課長

私からは、資料はないのですが、水神児童センターの排水管工事に伴う一時休館についてご報告いたします。

水神児童センターは、南大井5丁目にあるマンションの1階にある児童センターです。今すぐ壊れてしまう、使えないというものではないのですが、トイレから出る、廊下の床の下の排水管の接続部が少しずつ詰まっていて、少しずつ水が漏れているという状況が日常の点検の中で分かりまして、大きな事故というか、修理が必要になる前に、もう修理してしまおうということになりました。

それに伴いまして、契約の関係でいつになるかまだ決定していませんが、1月の下旬か2月の月上旬に、土日も含めて1週間程度、ワンフロアなので、入り口から入って奥の床を全部剥がす関係になるので、1週間ほどかかる予定で、休館をする予定となっております。

周知につきましては、広報しなご等、あらゆる手段でお知らせいたしまして、その間は、南大井や東大井の児童センターを代わりに使っていただくこととなりますが、そのようなことがあるということ、分かった時点でということで、その他で報告させていただきました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○新妻委員長

本件につきまして、特にご確認等がありますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにはないので、以上で本件を終了いたします。

ほかには、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

ご発言がないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時19分閉会